

令和5年7月定例会

(2023年)

市議会議案参考資料

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第26号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	5	-
報告第27号	地方独立行政法人市立吹田市民病院の経営状況について	7	-
報告第28号	債権の放棄について	173	-
議案第66号	吹田市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について	213	5
議案第67号	吹田市立こども発達支援センター条例等の一部を改正する条例の制定について	215	7
議案第68号	吹田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	217	11
議案第69号	(仮称)山田認定こども園建設工事(建築工事)請負契約の締結について	221	15
議案第70号	(仮称)山田認定こども園建設工事(電気設備工事)請負契約の締結について	223	31
議案第71号	資源循環エネルギーセンター2号ボイラー3次過熱器整備請負契約の締結について	225	39
議案第72号	吹田市吹三地区公民館及び吹田市吹三地区高齢者いこいの間建設工事(建築工事)請負契約の締結について	227	47
議案第73号	教育用Windows端末(GIGAスクール構想対応)追加購入契約の締結について	229	59
議案第74号	吹田市南消防署南正雀出張所建設工事(建築工事)請負契約の一部変更について	231	65
議案第75号	令和5年度吹田市一般会計補正予算(第4号)	233	67
議案第76号	令和5年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	251	105
議案第77号	令和5年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	261	105

吹田市積立基金条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定により、次の各号に掲げる基金を、当該各号に定める目的のために設置する。</p> <p>(1) } { (15) } 略-----</p> <p>(16) <u>新型コロナウイルス等感染症対策基金</u> <u>新型コロナウイルス等の感染症対策に係る資金積立</u></p> <p>(17) 市営住宅整備基金 市営住宅の整備資金積立</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金(緑化推進基金、地域福祉基金、こども笑顔輝き基金、みんなを支えるまちづくり基金、ダブルリボンプロジェクト基金、スポーツ推進基金、環境まちづくり基金及び新型コロナウイルス等感染症対策基金を除く。)の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、当該収益の生じた基金に編入するものとする。</p> <p>2 } { 8 }</p> <p>9 <u>新型コロナウイルス等感染症対策基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、新型コロナウイルス等の感染症対策に必要な財源に充て、又は当該基金に編入するものとする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定により、次の各号に掲げる基金を、当該各号に定める目的のために設置する。</p> <p>(1) } { (15) } 略-----</p> <p>(16) 市営住宅整備基金 市営住宅の整備資金積立</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金(緑化推進基金、地域福祉基金、こども笑顔輝き基金、みんなを支えるまちづくり基金、ダブルリボンプロジェクト基金、スポーツ推進基金及び環境まちづくり基金を除く。)の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、当該収益の生じた基金に編入するものとする。</p> <p>2 } { 8 }</p>

吹田市積立基金条例の一部改正について

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている市民生活、医療・福祉現場活動、学習活動等に対する経済的な支援等の取組のための資金を積立てることを目的に「新型コロナウイルス等感染症対策基金」を創設しました。

令和2年（2020年）6月1日から当該基金への寄附の受付を開始しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類相当から5類へ移行し、引き続き寄附を受け付ける状況でなくなったことから、令和5年5月31日付けで寄附の受付を終了しました。（令和5年（2023年）4月28日付けで議員各位に通知）

それに伴い、当該基金を廃止するものです。

2 改正の内容

新型コロナウイルス等感染症対策基金に係る規定を削除し、あわせて、その他の所要の規定整備を行います。

3 施行期日

現時点で充当が完了していない寄附（約3千万円）について、当該基金の目的を踏まえた上で、今年度中に活用を検討するため、施行期日は、令和6年（2024年）4月1日とします。

第1条関係

吹田市立こども発達支援センター条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(使用料等)</p> <p>第7条 -----略-----</p> <p>2 前条第1項第2号に定める者が地域支援センターの施設を使用する場合は、法第24条の2第2項の規定により<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 前条第1項第3号に定める者が地域支援センターの施設を使用する場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の1第2項の規定により<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。</p> <p>4 -----略-----</p> <p>5 前条第2項に規定する者は、事業の利用に係る費用として、法第21条の5の3第2項第1号の規定により<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（保育所等訪問支援に係るものに限る。）に相当する額の範囲内の額を負担しなければならない。</p> <p>(使用料等)</p> <p>第12条 杉の子学園に入園する児童の保護者は、法第21条の5の3第2項第1号の規定により<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（児童発達支援に係るものに限る。）に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(使用料等)</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第7条 -----略-----</p> <p>2 前条第1項第2号に定める者が地域支援センターの施設を使用する場合は、法第24条の2第2項の規定により<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 前条第1項第3号に定める者が地域支援センターの施設を使用する場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の1第2項の規定により<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。</p> <p>4 -----略-----</p> <p>5 前条第2項に規定する者は、事業の利用に係る費用として、法第21条の5の3第2項第1号の規定により<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（保育所等訪問支援に係るものに限る。）に相当する額の範囲内の額を負担しなければならない。</p> <p>(使用料等)</p> <p>第12条 杉の子学園に入園する児童の保護者は、法第21条の5の3第2項第1号の規定により<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（児童発達支援に係るものに限る。）に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(使用料等)</p>

現 行	改 正 案
<p>第16条 わかたけ園に入園する児童の保護者は、法第21条の5の3第2項第1号の規定により<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（医療型児童発達支援に係るものに限る。）及び法第21条の5の2第2項の規定により健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。この場合においては、第12条第2項の規定を準用する。</p>	<p>第16条 わかたけ園に入園する児童の保護者は、法第21条の5の3第2項第1号の規定により<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（医療型児童発達支援に係るものに限る。）及び法第21条の5の2第2項の規定により健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。この場合においては、第12条第2項の規定を準用する。</p>

第2条関係

吹田市子ども・子育て支援審議会条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、本市に、市長の附属機関として、吹田市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、本市に、市長の附属機関として、吹田市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>

第3条関係

吹田市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現	行	改 正 案
<p>(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件)</p> <p>第3条 } { 17</p> <p>18 認定こども園は、法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえるとともに、学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項及び児童福祉施設基準第35条の規定により厚生労働大臣が定める保育の内容に関する指針に基づき、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ認定こども園における教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成しなければならぬ。この場合において、1日の生活の連続性及びリズム並びに集団生活の経験年数が子どもによって異なること等の認定こども園に特有の事情を考慮しなければならぬ。</p> <p>19 } { 22</p>	<p>(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件)</p> <p>第3条 } { 17</p> <p>18 認定こども園は、法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえるとともに、学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項及び児童福祉施設基準第35条の規定により厚生労働大臣が定める保育の内容に関する指針に基づき、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ認定こども園における教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成しなければならぬ。この場合において、1日の生活の連続性及びリズム並びに集団生活の経験年数が子どもによって異なること等の認定こども園に特有の事情を考慮しなければならぬ。</p> <p>19 } { 22</p>	<p>(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件)</p> <p>第3条 } { 17</p> <p>18 認定こども園は、法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえるとともに、学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項及び児童福祉施設基準第35条の規定により内閣総理大臣が定める保育の内容に関する指針に基づき、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ認定こども園における教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成しなければならぬ。この場合において、1日の生活の連続性及びリズム並びに集団生活の経験年数が子どもによって異なること等の認定こども園に特有の事情を考慮しなければならぬ。</p> <p>19 } { 22</p>

吹田市火災予防条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 屋外に設けるもの（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>(2) 筐体は、不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(3) } } (5) } } (6) 急速充電設備と電気自動車等とが確実に接続されていない場合には充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) 急速充電設備と電気自動車等との接続部に電圧が印加されている場合には当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8) } } (10) } } (11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 屋外に設けるもの（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p> <p>ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</p> <p>イ 分離型のものの充電ポスト</p> <p>(2) 筐体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</p> <p>(3) } } (5) } } (6) コネクタと電気自動車等とが確実に接続されていない場合には充電を開始しない措置を講ずること。</p>

現 行	改 正 案
<p>(12) <u>自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(13) <u>電気自動車等に接続する急速充電設備の充電ケーブルのコネクターは、操作の際の落下を防止する措置を講じ、又は落下に対し十分な強度を有するものとする。</u></p> <p>(14) } -----略-----</p> <p>(15) }</p> <p>(16) <u>蓄電池を内蔵しているものにあつては、蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>ア } -----略-----</p> <p>イ }</p> <p>エ }</p> <p>(17) <u>急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。</u></p> <p>(18) <u>急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</u></p> <p>2 -----略-----</p> <p>(喫煙等)</p>	<p>(7) <u>コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(8) } -----略-----</p> <p>イ }</p> <p>(10) }</p> <p>(11) <u>急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに速やかに操作することができる箇所に設けること。</u></p> <p>(12) <u>電気自動車等と急速充電設備の衝突を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(13) <u>コネクターは、操作の際の落下を防止する措置を講じ、又は落下に対し十分な強度を有するものとする。</u></p> <p>(14) } -----略-----</p> <p>(15) }</p> <p>(16) <u>蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>ア } -----略-----</p> <p>イ }</p> <p>エ }</p> <p>(17) <u>分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</u></p> <p>(18) <u>急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。</u></p> <p>(19) <u>急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</u></p> <p>2 -----略-----</p> <p>(喫煙等)</p>

現 行	改 正 案
<p>第23条 } 2 } 3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</p> <p>4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）</p> <p>5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6 } 7 }</p>	<p>第23条 } 2 } 3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。）</p> <p>4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構の規格7010又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構の規格7001又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6 } 7 }</p>
<p>別表第4から別表第6まで 削除 別表第7</p>	<p>別表第4から別表第7まで 削除</p>

_____は改正箇所

改 正 案

行

現

-----略-----

(4)

(仮称) 山田認定こども園建設工事(建築工事)

請負金額 685,960,000円

請負者 関根・ビック特定建設工事共同企業体

代表者 吹田市金田町5番10号

株式会社関根工務店

代表取締役 橋本 一郎

構成員 吹田市岸部中1丁目24番1号

株式会社ビック

代表取締役 久須美 貴史

(別途発注)

(仮称) 山田認定こども園建設工事(電気設備工事) (議案第70号参照)

請負金額 142,417,000円

請負者 加茂川啓明電機株式会社

吹田市江坂町1丁目12番38号

代表取締役 馬場 俊介

営 業 の 沿 革

株式会社関根工務店

	創 業	昭和39年 3月 1日 (1964年)
創 業 後 の 沿 革	株式会社関根工務店に組織変更 資本金100万円	昭和40年 6月15日 (1965年)
	資本金増額 資本金400万円	昭和46年 2月24日 (1971年)
	資本金増額 資本金1,000万円	昭和46年 3月 9日 (1971年)
	資本金増額 資本金1,600万円	昭和47年 9月23日 (1972年)
	資本金増額 資本金2,500万円	昭和47年10月 3日 (1972年)
	大阪府知事許可(特-4)第9251号 土木工事業 建築工事業 塗装工事業 解体工事業	令和 4年 8月10日 (2022年)
	大阪府知事許可(般-4)第9251号 とび・土工工事業 管工事業 舗装工事業 水道施設工事業	令和 4年 8月10日 (2022年)

株式会社関根工務店

貸借対照表

(令和 4年 9月30日現在)

(単位 千円)

[資産の部]	
1 流動資産	3,620,460
2 固定資産	11,671,807
資産合計	15,292,268
[負債の部]	
1 流動負債	1,405,035
2 固定負債	6,931,045
負債合計	8,336,080
[純資産の部]	
1 資本金	25,000
2 利益剰余金	6,931,187
純資産合計	6,956,187
負債純資産合計	15,292,268

損益計算書

自 令和 3年 10月 1日

至 令和 4年 9月30日

(単位 千円)

[経常損益の部]	
1 営業損益	
(1)売上高	2,678,244
(2)売上原価	1,875,355
売上総利益	802,889
(3)販売費及び一般管理費	173,147
営業利益	629,741
2 営業外損益	
(1)営業外収益	71,611
(2)営業外費用	58,257
経常利益	643,095
[特別損益の部]	
1 特別利益	17,683
2 特別損失	3,494
税引前当期純利益	657,284
法人税、住民税及び事業税	226,569
当期純利益	430,714

営 業 の 沿 革

株式会社ビック

	創 業	平成 2年 8月22日 (1990年)
創 業 後 の 沿 革	株式会社ビック設立 資本金300万円	平成 2年 8月22日 (1990年)
	資本金増額 1,000万円	平成 8年 3月31日 (1996年)
	本店移転 摂津市	平成10年 4月22日 (1998年)
	資本金 1,500万円に増資	平成12年12月 8日 (2000年)
	資本金 2,000万円に増資	平成13年 4月25日 (2001年)
	資本金 2,500万円に増資	平成14年 6月11日 (2002年)
	資本金 4,500万円に増資	平成14年12月19日 (2002年)
	本店移転 吹田市	平成27年 6月12日 (2015年)
大阪府知事許可(特-3)第108954号 土木工事業 建築工事業 大工工事業 左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイ ル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄 筋工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 板金工 事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内 装仕上工事業 熱絶縁工事業 建具工事業 水道施 設工事業 解体工事業	令和 3年 6月10日 (2021年)	

工 事 経 歴 書

株式会社ビック

工 事 名	発注者	請負金額 (千円)	工 期
吹田市立豊津西中学校屋内運動場大規模改造工事 (建築工事)	吹田市	140,085	令和 2年 (2020年) 6月
			令和 2年 (2020年) 10月
吹田市立第二中学校トイレリニューアル工事 (建築工事)	吹田市	52,611	令和 2年 (2020年) 6月
			令和 2年 (2020年) 11月
吹田市立山田第五小学校屋内運動場大規模改造工事 (建築工事)	吹田市	122,570	令和 3年 (2021年) 5月
			令和 3年 (2021年) 10月
京都大学 (平野) 研究実験棟外壁改修工事	国立大学法人京都大学	45,210	令和 3年 (2021年) 10月
			令和 4年 (2022年) 3月
奈良女子大学 (東紀寺) 前期課程体育館屋根その他改修工事	国立大学法人奈良国立大学機構	14,156	令和 4年 (2022年) 7月
			令和 4年 (2022年) 9月
大阪教育大学 (池田) メディアセンター外壁改修工事	国立大学法人大阪教育大学	13,200	令和 4年 (2022年) 10月
			令和 5年 (2023年) 1月

株式会社ビック

貸借対照表

(令和 5年 1月31日現在)

(単位 千円)

[資産の部]	
1 流動資産	373,961
2 固定資産	38,801
資産合計	412,763
[負債の部]	
1 流動負債	320,247
2 固定負債	0
負債合計	320,247
[純資産の部]	
1 資本金	45,000
2 利益剰余金	47,515
純資産合計	92,515
負債純資産合計	412,763

損益計算書

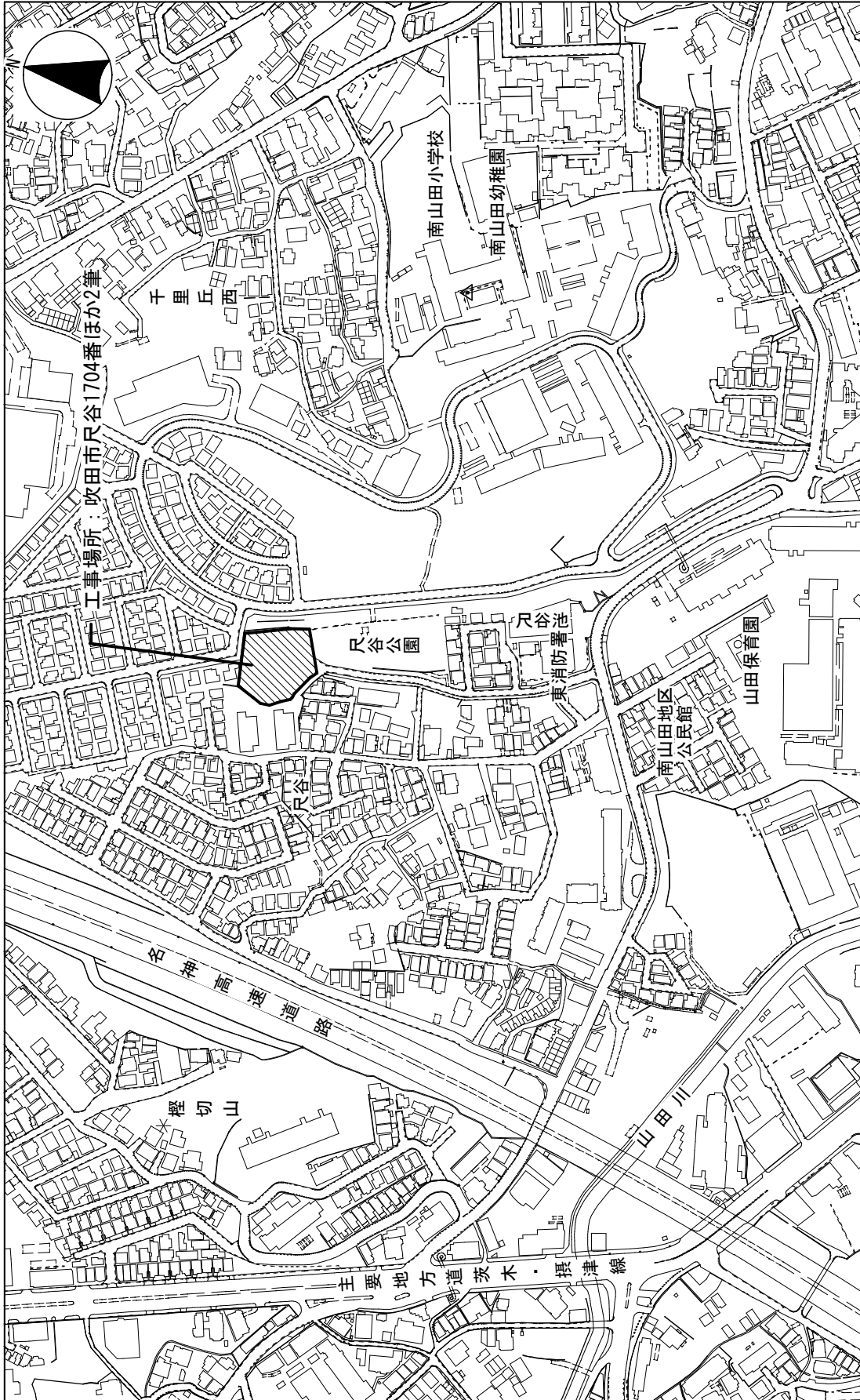
自 令和 4年 2月 1日

至 令和 5年 1月31日

(単位 千円)

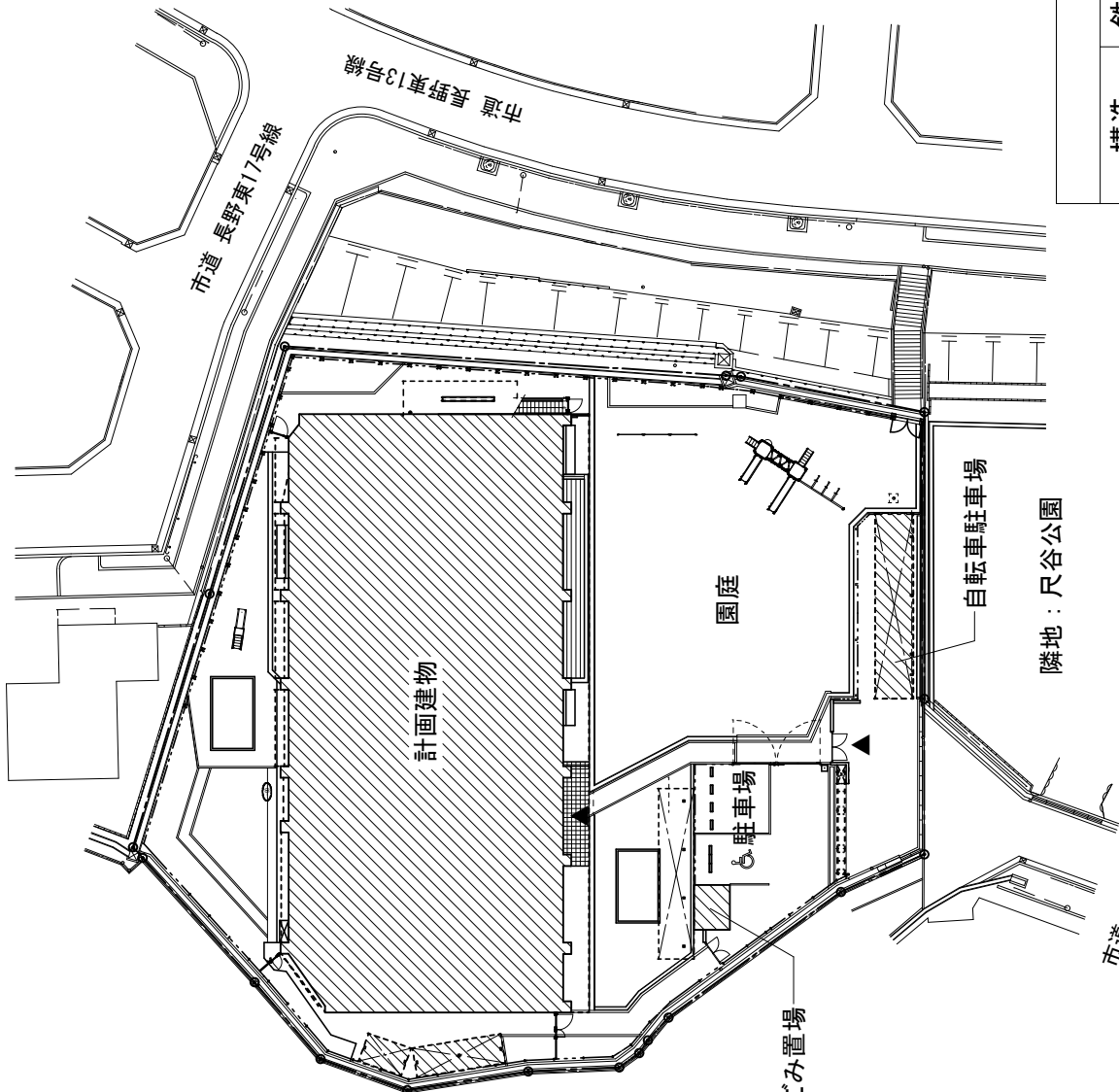
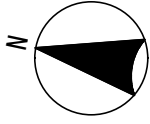
[経常損益の部]	
1 営業損益	
(1)売上高	597,435
(2)売上原価	484,386
売上総利益	113,048
(3)販売費及び一般管理費	107,467
営業利益	5,581
2 営業外損益	
(1)営業外収益	645
(2)営業外費用	4,556
経常利益	1,670
[特別損益の部]	
1 特別利益	0
2 特別損失	0
税引前当期純利益	1,670
法人税、住民税及び事業税	588
当期純利益	1,082

(仮称) 山田認定こども園建設工事 (建築工事)

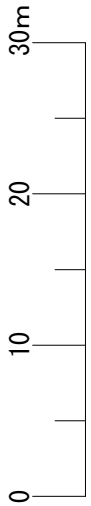


付近見取図 1/4000

(8)



 : 計画建物を示す



市道 尺谷1号線

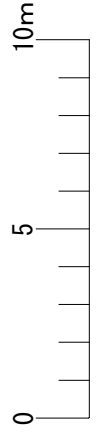
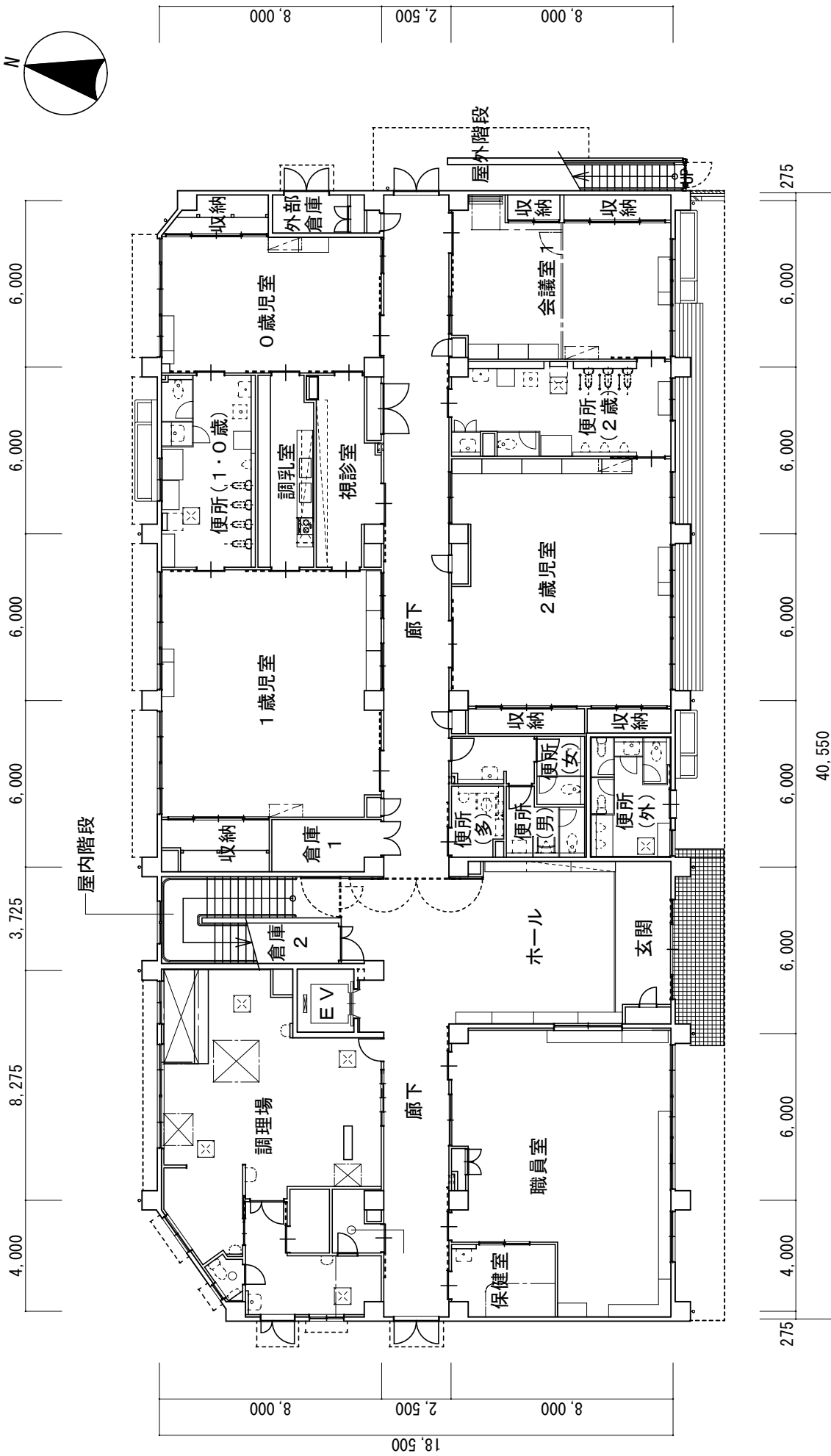
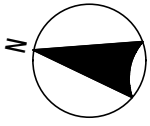
隣地: 尺谷公園

配置図 1/500

工事概要

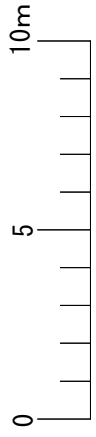
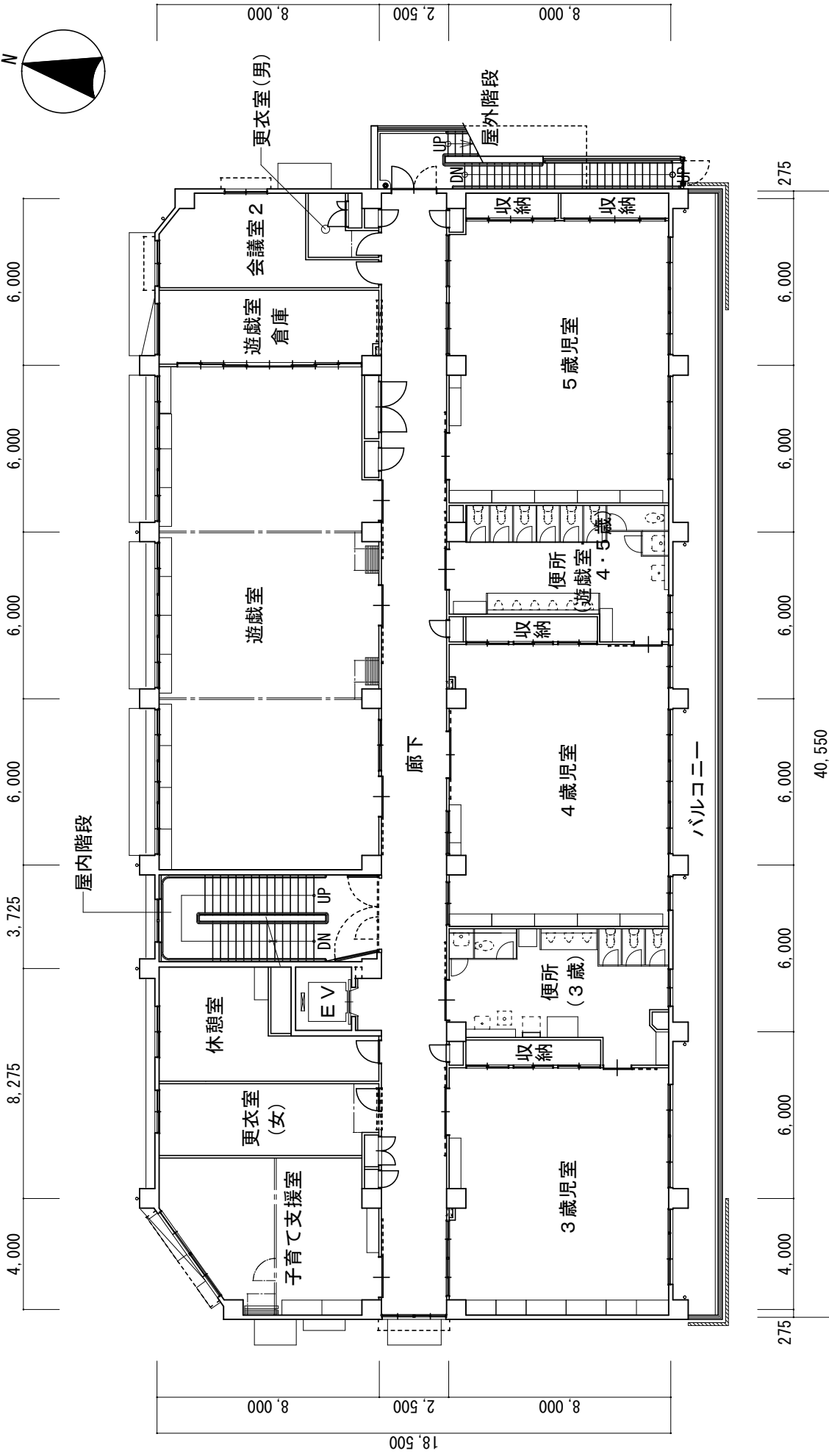
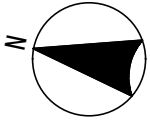
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階
延床面積	1,680 m ²
工事内容	認定こども園新築工事

(9)



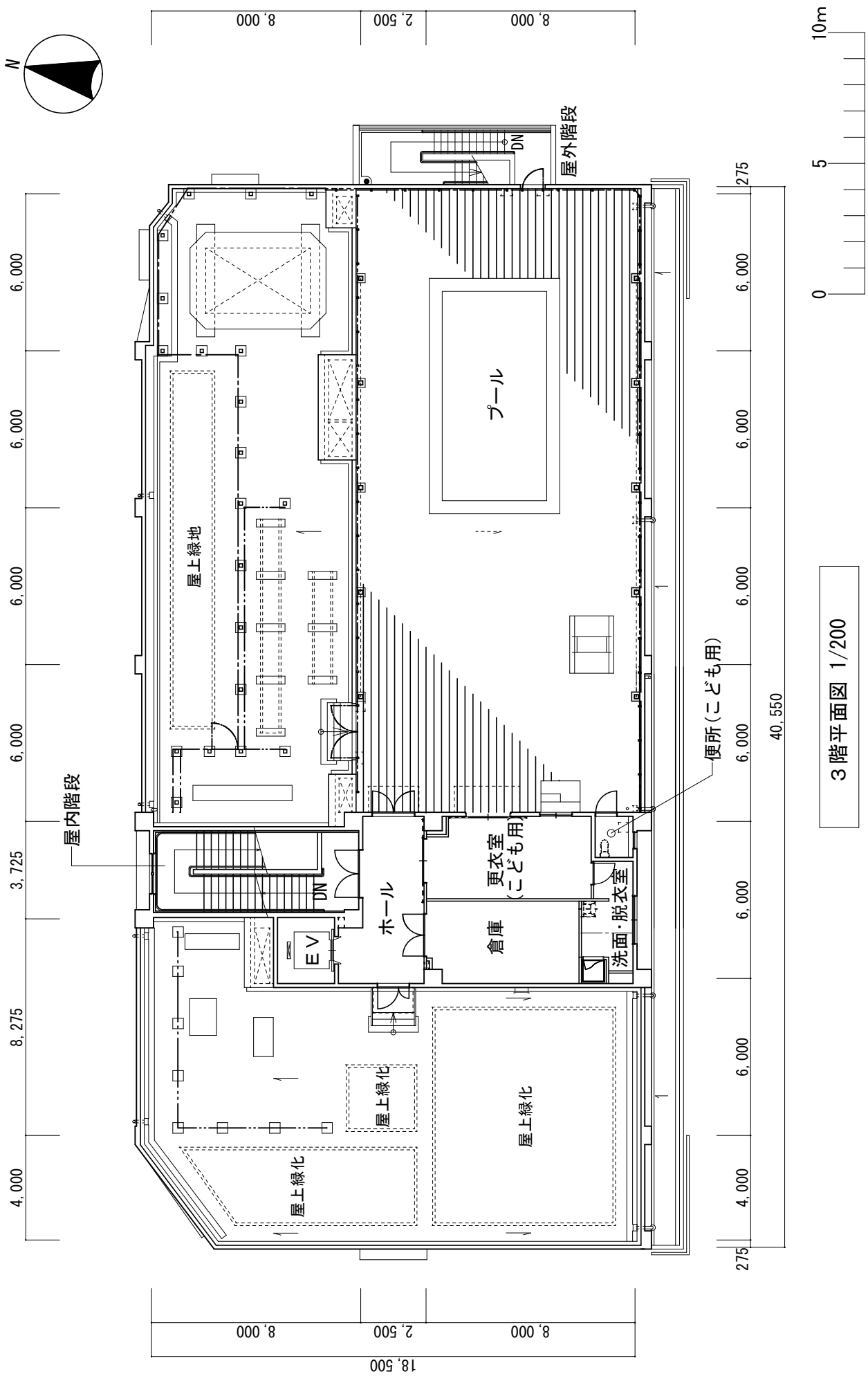
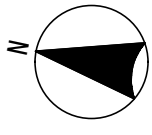
1階平面図 1/200

(10)



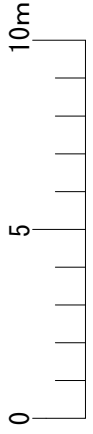
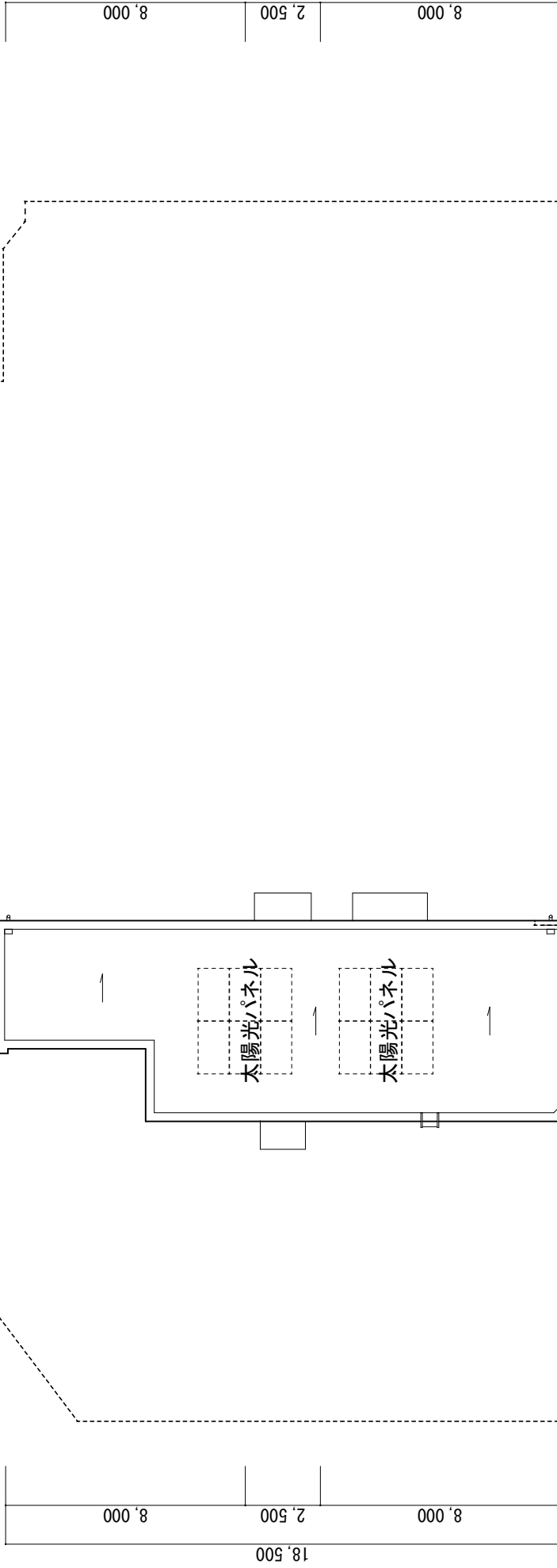
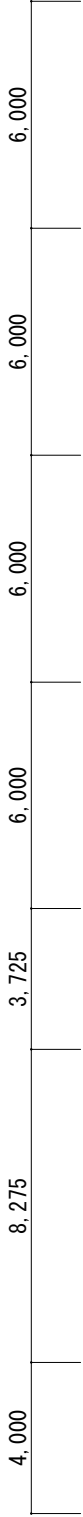
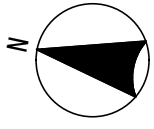
2階平面図 1/200

(1 1)



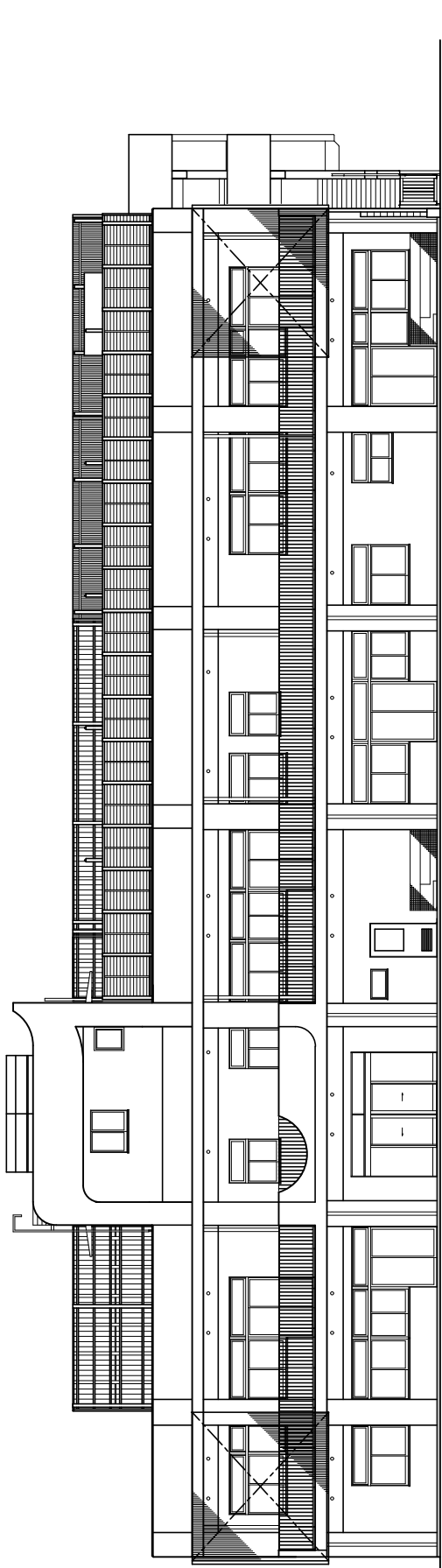
3階平面図 1/200

(12)

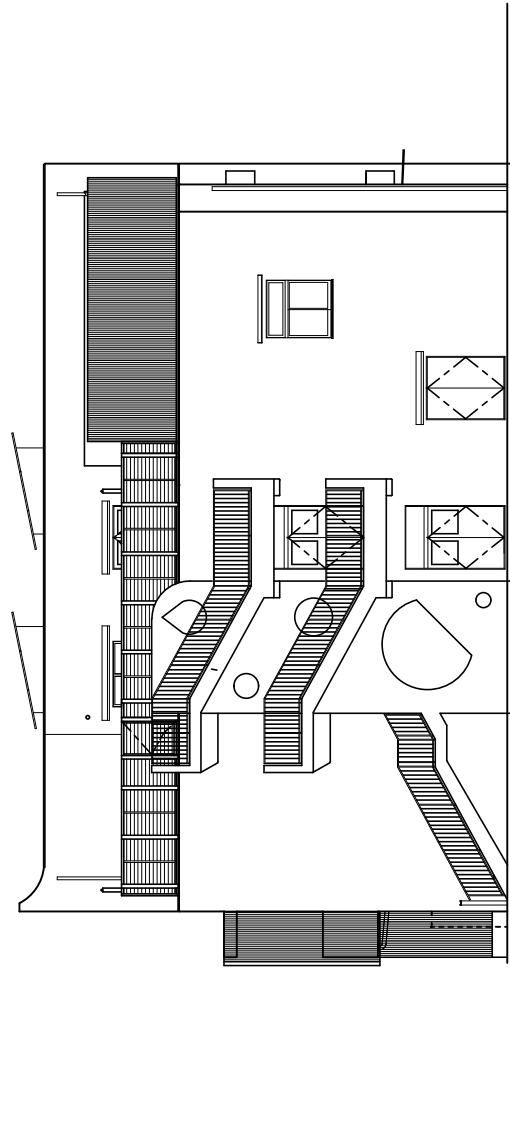


R階平面図 1/200

(13)

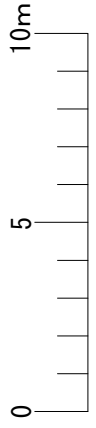


南立面图 1/200



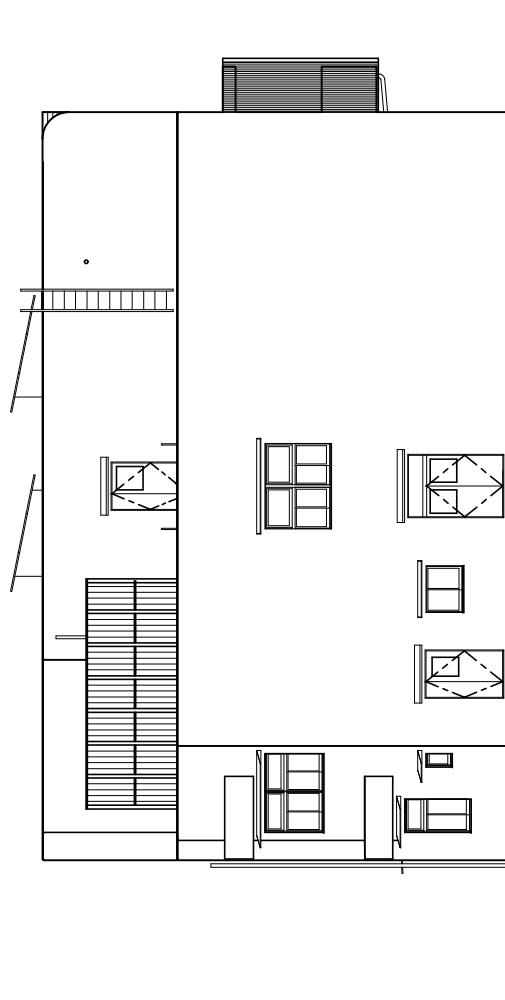
東立面图 1/200

(14)





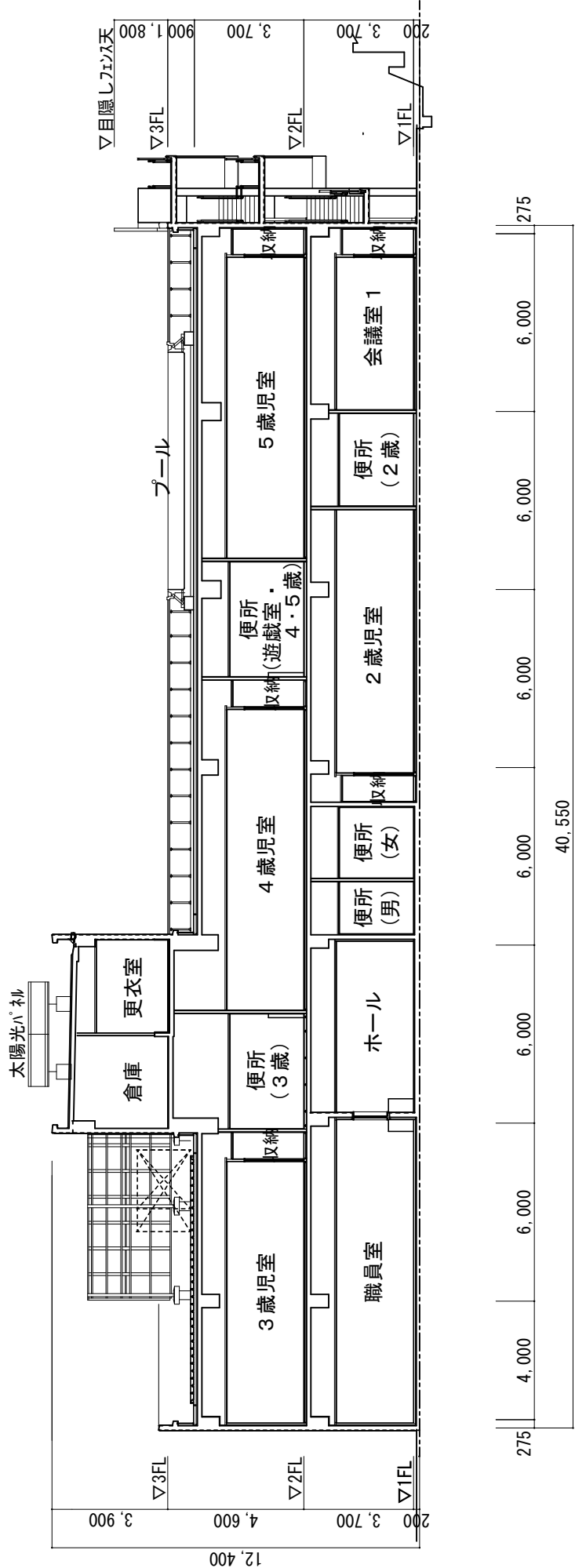
北立面图 1/200



西立面图 1/200

(15)





断面図 1/200

(1 6)

(仮称) 山田認定こども園建設工事(電気設備工事)

請負金額 142,417,000円
請負者 加茂川啓明電機株式会社
吹田市江坂町1丁目12番38号
代表取締役 馬場俊介

(別途発注)

(仮称) 山田認定こども園建設工事(建築工事) (議案第69号参照)

請負金額 685,960,000円
請負者 関根・ビック特定建設工事共同企業体
代表者 吹田市金田町5番10号
株式会社関根工務店
代表取締役 橋本一郎

構成員 吹田市岸部中1丁目24番1号
株式会社ビック
代表取締役 久須美貴史

営 業 の 沿 革

加茂川啓明電機株式会社

	創 業	昭和20年 1月10日 (1945年)
創 業 後 の 沿 革	終戦により加茂川電機商事社に社名変更	昭和20年 8月15日 (1945年)
	加茂川電機株式会社を設立し、上記会社を合併	昭和22年 7月 4日 (1947年)
	株式会社加茂川電機商会に社名変更 現組織成立	昭和25年 2月11日 (1950年)
	資本金 100万円に増資	昭和29年 2月15日 (1954年)
	資本金 600万円に増資	昭和38年11月 1日 (1963年)
	資本金 1,000万円に増資	昭和48年 3月 1日 (1973年)
	資本金 2,000万円に増資	昭和51年10月 1日 (1976年)
	資本金 3,000万円に増資	昭和54年 9月30日 (1979年)
	札幌市に加茂川電機設備株式会社を設立し、設備機器関係を分離	昭和61年10月 1日 (1986年)
	資本金 4,500万円に増資	昭和63年 7月 1日 (1988年)
	資本金 7,500万円に増資	平成 3年 4月 1日 (1991年)
	加茂川啓明電機株式会社に社名変更	平成15年 1月 1日 (2003年)
	大阪市北区の啓明電機株式会社を吸収合併	平成15年 9月30日 (2003年)
	札幌市の加茂川電機設備株式会社を吸収合併	平成17年 9月30日 (2005年)
	国土交通大臣許可(特-31)第210号 電機工事業	平成31年 4月13日 (2019年)
	国土交通大臣許可(般-31)第210号 管工事業 機械器具設置工事業 電気通信工事業	平成31年 4月13日 (2019年)

工 事 経 歴 書

加茂川啓明電機株式会社

工 事 名	発注者	請負金額 (千円)	工 期
市庁舎中層棟空調機改修 工事 (電気設備工事)	吹田市	23,593	令和 元年 (2019年) 8月
			令和 3年 (2021年) 7月
アキモクボード様向特高 受配電設備復旧工事	新秋木工 業 (株)	37,950	令和 3年 (2021年) 3月
			令和 3年 (2021年) 9月
街路灯及び公園灯工事 (北部)	吹田市	16,500	令和 3年 (2021年) 6月
			令和 4年 (2022年) 3月
焼却施設電気計装機器維 持整備工事	安達地方 広域行政 組合	28,380	令和 3年 (2021年) 9月
			令和 4年 (2022年) 3月
新稲高区配水地他流量計 更新工事	箕面市	17,774	令和 3年 (2021年) 9月
			令和 4年 (2022年) 3月
越水浄水場第2配水池自然 流下流計ほか設置工事	西宮市	7,040	令和 3年 (2021年) 10月
			令和 4年 (2022年) 2月
街路灯設置工事 (その 1)	吹田市	6,270	令和 3年 (2021年) 12月
			令和 4年 (2022年) 3月
吹田市立佐竹台小学校校 舎大規模改造1期工事 (電気設備工事)	吹田市	35,901	令和 4年 (2022年) 5月
			令和 4年 (2022年) 11月
吹田市南吹田下水処理場 沈砂池管理棟照明設備工 事	吹田市	38,318	令和 4年 (2022年) 5月
			令和 5年 (2023年) 3月

工 事 経 歴 書

加茂川啓明電機株式会社

工 事 名	発注者	請負金額 (千円)	工 期
吹田市立津雲台小学校校舎大規模改造2期工事 (電気設備工事)	吹田市	9,113	令和 4年(2022年) 6月
			令和 4年(2022年) 11月
吹田市立千里丘市民センター屋上防水改修工事 (電気設備工事)	吹田市	4,290	令和 4年(2022年) 10月
			令和 5年(2023年) 2月
吹田市立豊津第二小学校ほか2校中学校5校照明器具改修工事	吹田市	7,719	令和 4年(2022年) 11月
			令和 5年(2023年) 1月
吹田市立佐井寺小学校ほか11校ほか幼稚園5園換気扇設置工事	吹田市	8,363	令和 4年(2022年) 12月
			令和 5年(2023年) 2月

加茂川啓明電機株式会社

貸借対照表

(令和 5年 3月31日現在)

(単位 千円)

[資産の部]		
1	流動資産	3,739,704
2	固定資産	745,414
	資産合計	4,485,118
[負債の部]		
1	流動負債	2,145,063
2	固定負債	937,943
	負債合計	3,083,007
[純資産の部]		
1	資本金	75,000
2	準備金	18,750
3	利益剰余金	1,308,362
	純資産合計	1,402,112
	負債純資産合計	4,485,118

損益計算書

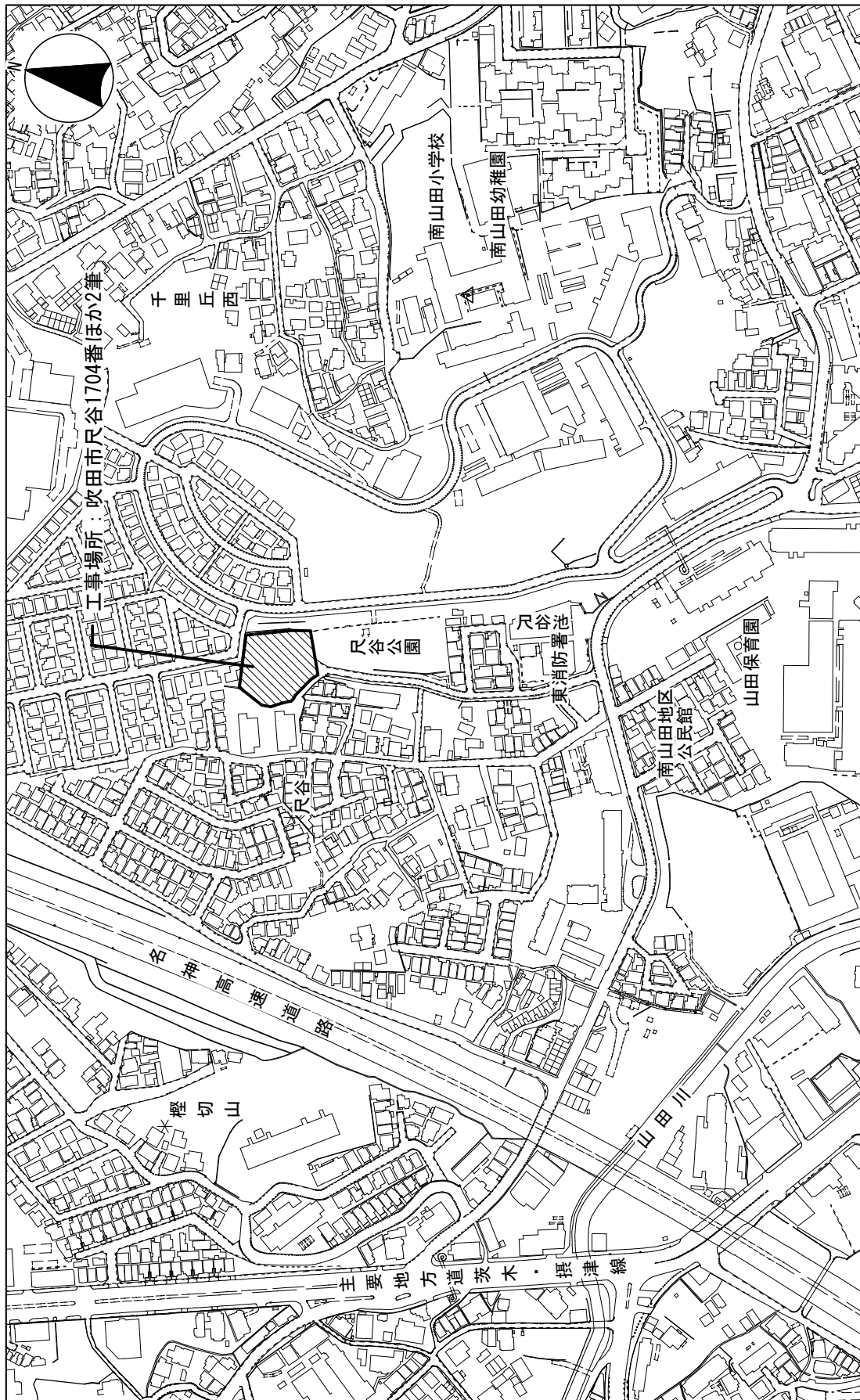
自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

(単位 千円)

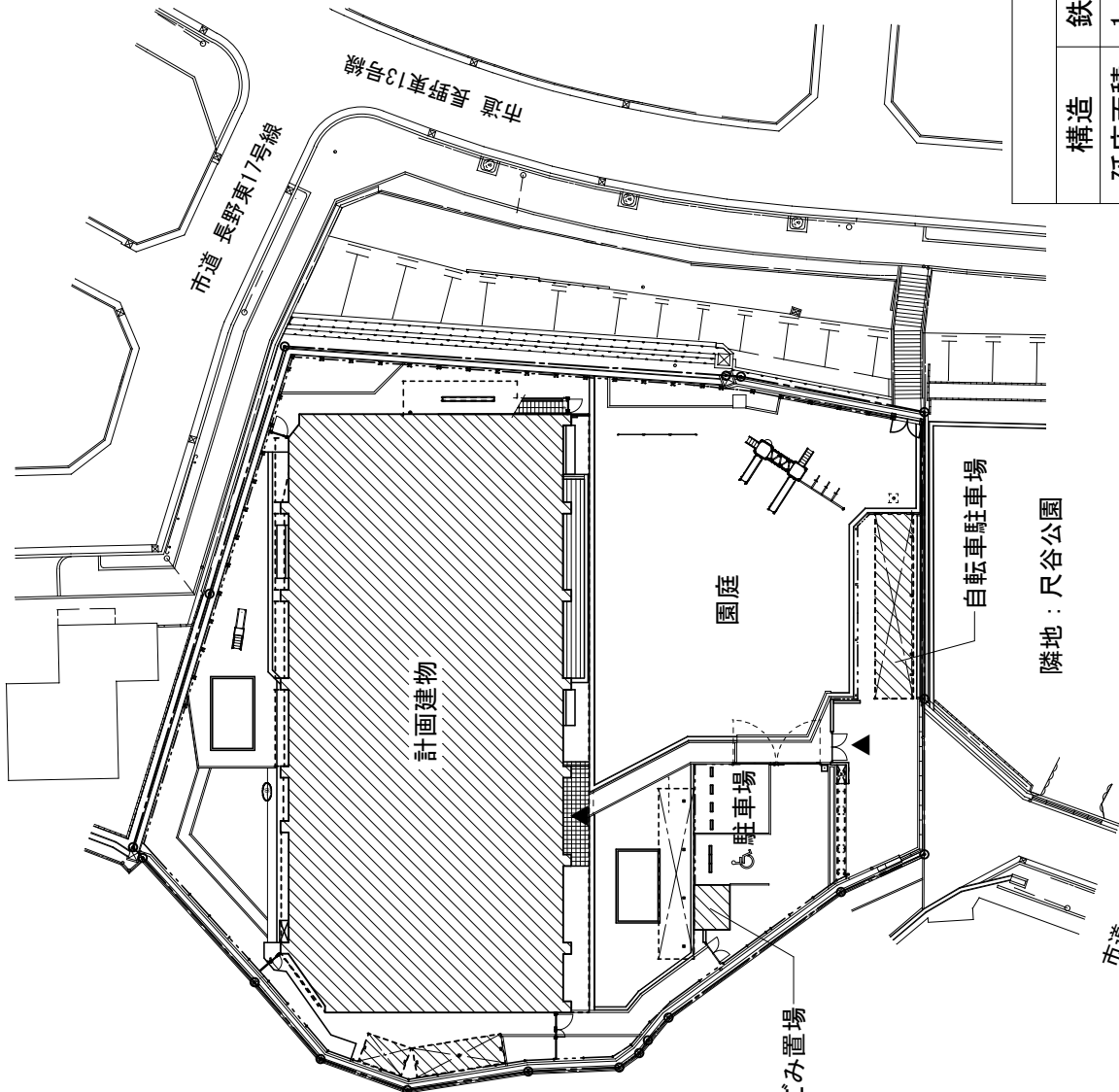
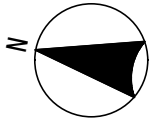
[経常損益の部]		
1	営業損益	
	(1)売上高	8,390,761
	(2)売上原価	7,065,019
	売上総利益	1,325,742
	(3)販売費及び一般管理費	1,030,876
	営業利益	294,865
2	営業外損益	
	(1)営業外収益	19,395
	(2)営業外費用	8,964
	経常利益	305,297
[特別損益の部]		
1	特別利益	28,800
2	特別損失	122,501
	税引前当期純利益	211,596
	法人税、住民税及び事業税	67,896
	当期純利益	143,700

(仮称) 山田認定こども園建設工事 (電気設備工事)

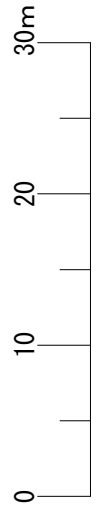


付近見取図 1/4000

(6)



▨ : 計画建物を示す



配置図 1/500

工 事 概 要	
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階
延床面積	1,680 m ²
工事内容	認定こども園新築に伴う 電気設備工事

隣地：尺谷公園

(7)

資源循環エネルギーセンター 2号ボイラー3次過熱器整備

請負金額	346,500,000 円
請負者	株式会社 タクマ 兵庫県尼崎市金楽寺町 2 丁目 2 番 33 号 代表取締役社長 南條 博昭

営 業 の 沿 革

株式会社 タクマ

創 業		昭和13年6月10日 (1938年)
創 業 後 の 沿 革	田熊汽罐製造(株)として尼崎市に設立 資本金3,000千円	昭和13年6月10日 (1938年)
	播磨工場の操業を開始	昭和17年12月5日 (1942年)
	大阪・東京両証券取引所に株式を上場	昭和24年5月14日 (1949年)
	建設業者登録 建設大臣(イ)919号	昭和24年10月21日 (1949年)
	大阪市北区に本社を移転	昭和28年4月20日 (1953年)
	京都工場の操業を開始	昭和36年12月1日 (1961年)
	日本機工(株)を吸収合併、水処理分野に進出 資本金1,400,000千円	昭和37年7月10日 (1962年)
	建設大臣許可(初回)建築工事業、管工事業、機械 器具設置工事業	昭和40年10月23日 (1965年)
	商号を「株式会社 タクマ」に変更 資本金1,502,000千円	昭和47年6月1日 (1972年)
	建設大臣許可 土木事業、水道施設工事業、清掃 施設工事業 資本金2,300,000千円	昭和48年10月23日 (1973年)
建設大臣許可(特-49)第6129号	昭和50年2月24日 (1975年)	
建設大臣許可 タイル・れんが・ブロック工事業 資本金3,223,000千円	昭和52年7月13日 (1977年)	

(2)

創 業 後 の 沿 革	建設大臣許可 電気工事業	昭和62年1月22日 (1987年)
	建設大臣許可 電気通信工事業 資本金8,663,000千円	平成6年2月1日 (1994年)
	資本金133億6,745万7,968円	平成9年9月30日 (1997年)
	本社(主たる営業所)を大阪市から兵庫県尼崎市に移転	平成14年10月1日 (2002年)
	国土交通大臣許可 とび・土工工事業	平成15年12月26日 (2003年)
	国土交通大臣許可 電気通信工事業を廃業	平成18年4月1日 (2006年)
	登記簿上の本店所在地を大阪市から兵庫県尼崎市に移転	平成18年6月29日 (2006年)
	京都工場組織を廃止し、その機能を㈱日本サーモエナーへ移管	平成19年3月31日 (2007年)
	田熊プラント(株)を吸収合併	平成21年4月1日 (2009年)
	㈱サンプラントを吸収分割	平成23年4月1日 (2011年)
	国土交通大臣許可 電気通信工事業	平成25年12月19日 (2013年)
	国土交通大臣許可 解体工事業	平成29年11月6日 (2017年)
	国土交通大臣許可 とび・土工・コンクリート工事業を廃業	令和2年11月15日 (2020年)

(3)

工 事 経 歴 書

株式会社 タクマ

工 事 名	発注者	請負金額 (千円)	工 期
町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業に関する施設整備工事	町田市	31,251,798	平成28年(2016年)12月 } 令和6年(2024年)6月
大田清掃工場第一工場再稼働に伴うプラント設備更新工事	東京二十三区清掃一部事務組合	17,270,000	令和元年(2019年)7月 } 令和4年(2022年)11月
白石清掃工場1・2号焼却炉改修工事	札幌市	141,350	令和3年(2021年)5月 } 令和3年(2021年)11月
皇后崎工場1号炉燃焼室耐火物他更新工事	北九州市	444,375	令和3年(2021年)6月 } 令和4年(2022年)2月
函館市日乃出清掃工場整備工事	函館市	23,210,000	令和3年(2021年)9月 } 令和11年(2029年)3月
皇后崎工場3号炉燃焼室耐火物他更新工事	北九州市	462,000	令和4年(2022年)3月 } 令和5年(2023年)3月

(4)

株式会社 タクマ

貸借対照表

(令和 4年 3月31日現在)

(単位 百万円)

[資産の部]	
1 流動資産	98,524
2 固定資産	36,980
資産合計	135,505
[負債の部]	
1 流動負債	56,002
2 固定負債	6,068
負債合計	62,070
[純資産の部]	
1 資本金	13,367
2 資本剰余金	4,063
3 利益剰余金	54,613
4 自己株式	△2,643
5 評価・換算差額等合計	4,033
純資産合計	73,434
負債純資産合計	135,505

損益計算書

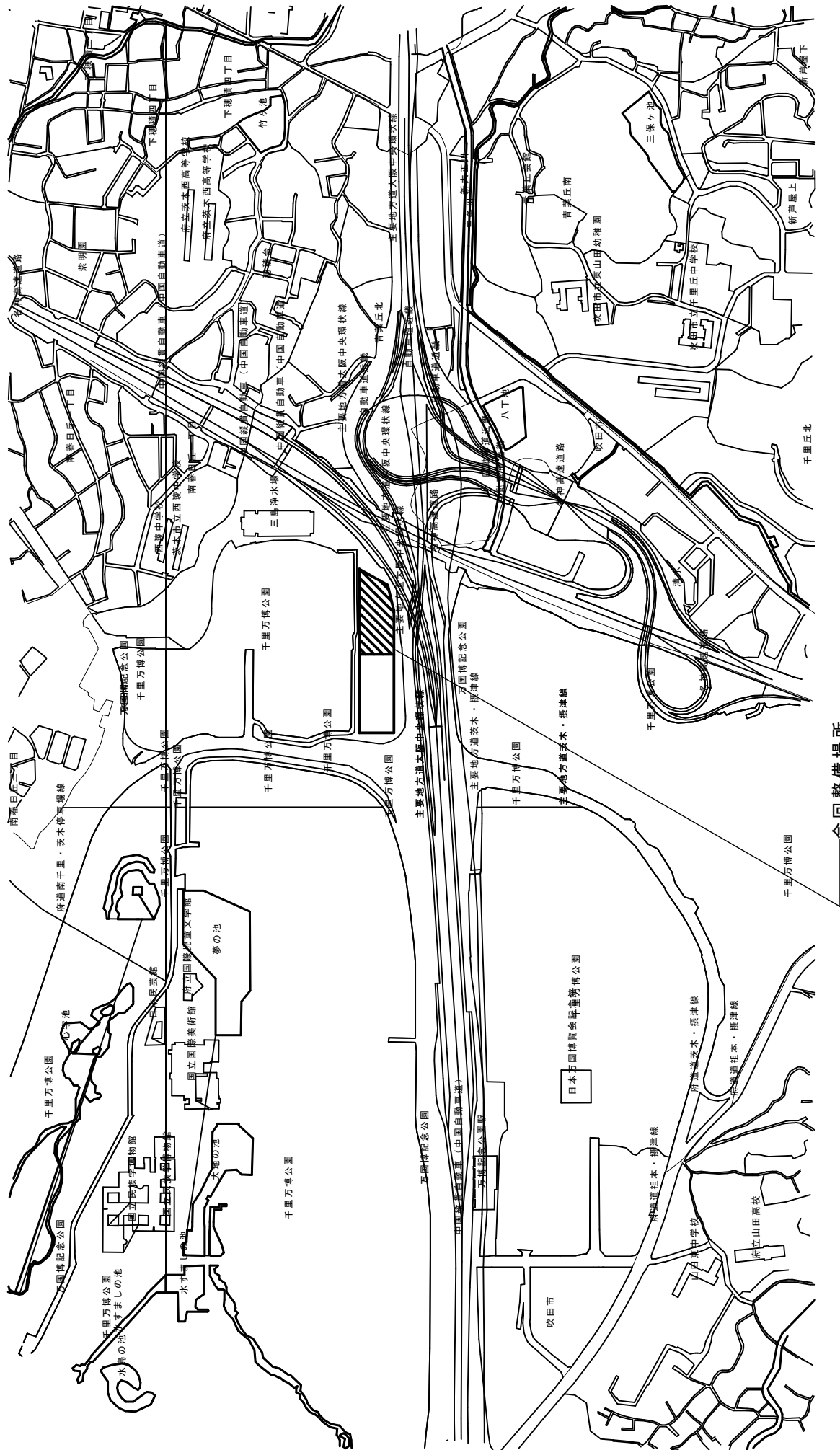
自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

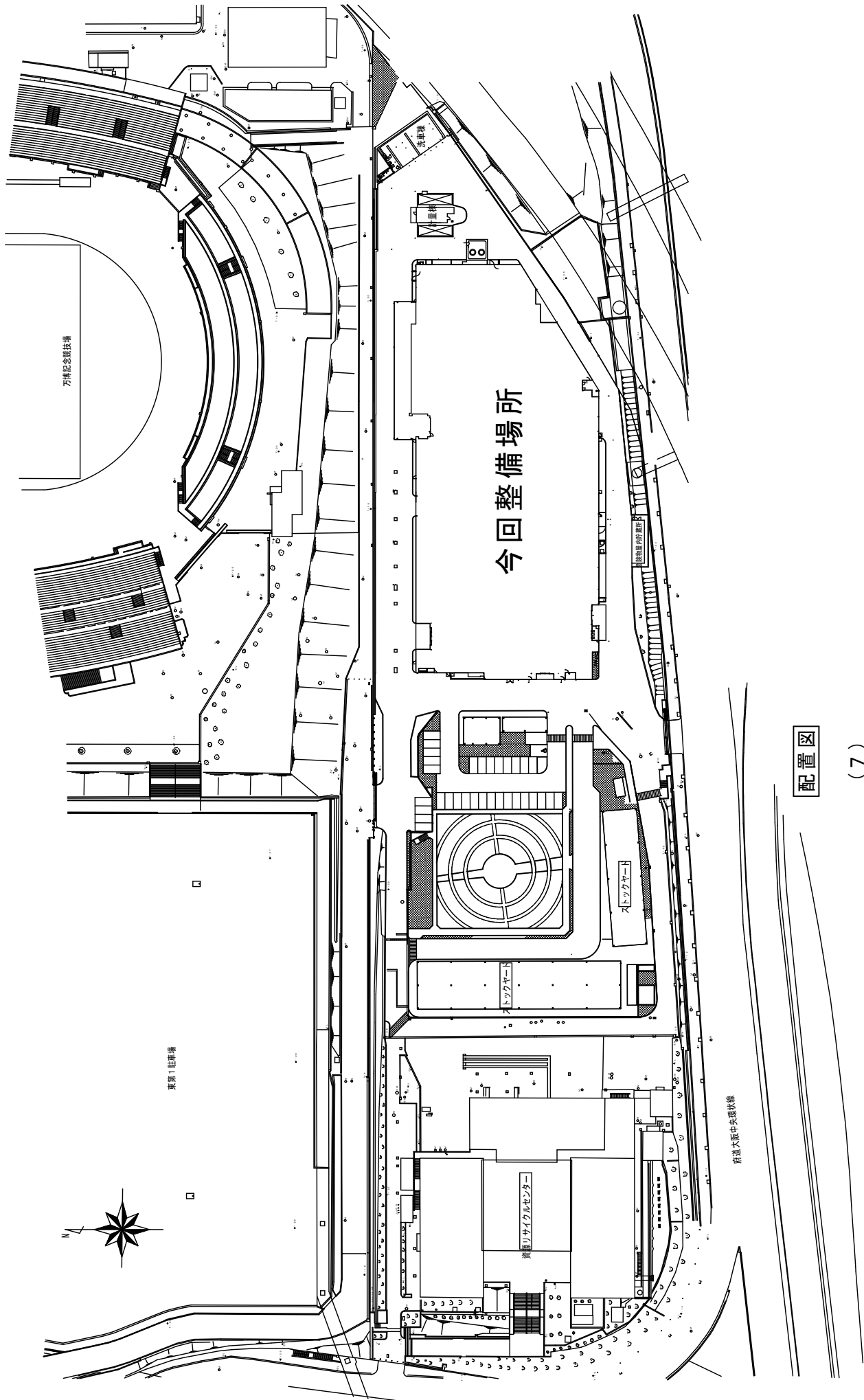
(単位 百万円)

[経常損益の部]	
1 営業損益	
(1)売上高	83,669
(2)売上原価	70,489
売上総利益	13,180
(3)販売費及び一般管理費	8,441
営業利益	4,739
2 営業外損益	
(1)営業外収益	2,269
(2)営業外費用	170
経常利益	6,838
[特別損益の部]	
1 特別利益	497
2 特別損失	355
税引前当期純利益	6,981
法人税、住民税及び事業税	△1,345
法人税等調整額	2,817
当期純利益	5,508

(5)



今回整備場所
付近見取り図
(6)



配置図

(7)

吹田市吹三地区公民館及び吹田市吹三地区高齢者いこいの間建設工事（建築工事）

- 1 工事概要 (1) 構造・階数 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上2階
(2) 延床面積 639㎡
(3) 工事内容 新築工事、昇降機設備工事、外構工事
電気設備工事、機械設備工事及びガス設備工事は別途発注
- 2 工事場所 吹田市高城町19番7号ほか
- 3 工期 令和6年7月31日
- 4 請負金額 274,095,800円
- 5 請負者 吹田市昭和町1番6号
森繁建設株式会社
代表取締役 木下繁

営 業 の 沿 革

森繁建設株式会社

創 業		昭和58年 7月27日 (1983年)
創 業 後 の 沿 革	大阪府知事許可(般—59)第67455号 建築工事業 (森繁建設個人)	昭和59年 6月 1日 (1984年)
	森繁建設(株) 設立 資本金500万円	昭和62年 4月 8日 (1987年)
	大阪府知事許可(般—62)第75189号 建築工事業 (森繁建設(株) 法人)	昭和62年 4月 8日 (1987年)
	本店所在地 吹田市五月が丘北13-5-205より 吹田市五月が丘東7-30へ移転	昭和62年12月 1日 (1987年)
	資本金 2,000万円に増資	平成元年 5月26日 (1989年)
	大阪府知事許可(特—2)第75189号 建築工事業 (特定新規)	平成 2年 6月15日 (1990年)
	大阪府知事許可(特—4)第75189号 土木工事業 (業種追加)	平成 5年 2月26日 (1993年)
	大阪府知事許可(特—5)第75189号 建築工事業 (一般)	平成 5年 5月14日 (1993年)
	大阪府知事許可(特—5)第75189号 建築工事業 (特定)	平成 5年12月24日 (1993年)
	大阪営業所 設置 大阪市東淀川区南江口1丁目2番98号	平成10年10月 1日 (1998年)
	豊中営業所 設置 大阪府豊中市曾根東町1丁目10番31号	平成13年 8月 1日 (2001年)
	豊中営業所 廃止	平成13年11月 8日 (2001年)
	本店所在地 吹田市五月が丘東7-30より 吹田市昭和町1-6 へ移転	平成17年 4月18日 (2005年)
	資本金 3,000万円に増資	平成26年1月28日 (2014年)
	資本金 4,000万円に増資	令和元年 12月25日 (2019年)
	大阪府知事許可(特—2)第75189号 建築工事業 (特定) 現在	令和2年 3月16日 (2020年)
	大阪府知事許可(特—2)第75189号 土木工事業 (特定) 現在	令和2年 3月16日 (2020年)
	大阪府知事許可(特—2)第75189号 解体工事業 (特定) 現在	令和2年 9月29日 (2020年)

工事経歴書

森繁建設株式会社

工事名	発注者	請負金額(円) (消費税込)	工期
吹田市立中央図書館耐震補強 及び大規模改修工事(建築工 事)	吹田市	349,700,000	令和元年(2019年)10月 ~ 令和2年(2020年)10月
吹田市立山田中学校校舎大規 模改造1期工事(建築工事)	吹田市	182,600,000	令和4年(2022年)5月 ~ 令和4年(2022年)11月

(3)

森繁建設株式会社

貸借対照表

(令和4年 9月30日現在)

(単位 円)

[資産の部]	
1 流動資産	6,220,333,356
2 固定資産	4,818,408,685
3 繰延資産	753,759
資産合計	11,039,495,800
[負債の部]	
1 流動負債	5,584,583,733
2 固定負債	3,040,265,000
負債合計	8,624,848,733
[純資産の部]	
1 資本金	40,000,000
2 利益剰余金	2,374,647,067
純資産合計	2,414,647,067
負債純資産合計	11,039,495,800

損益計算書

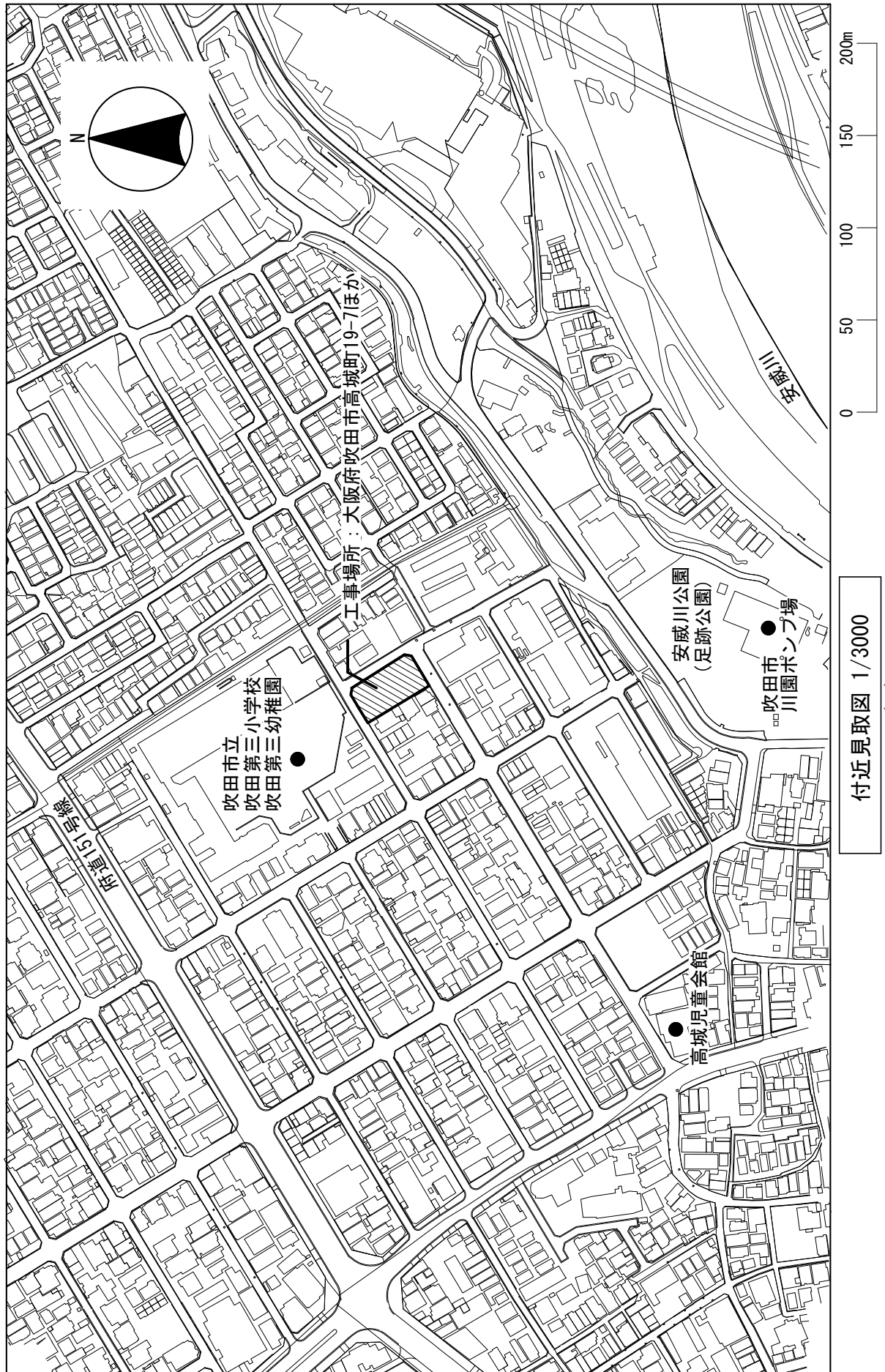
自 令和3年10月 1日

至 令和4年 9月30日

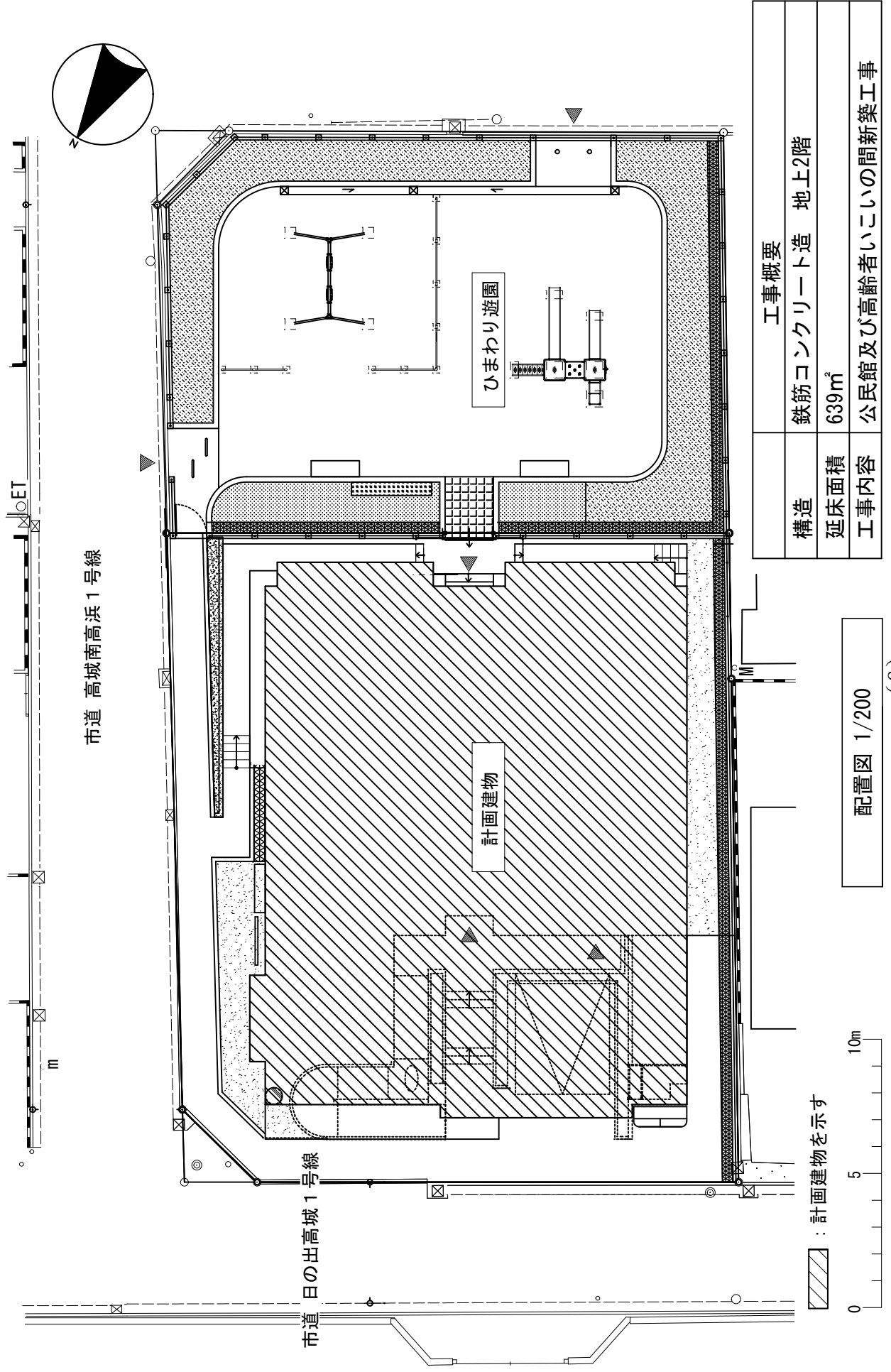
(単位 円)

[経常損益の部]	
1 営業損益	
(1)売上高	6,973,575,716
(2)売上原価	5,819,596,879
売上総利益	1,153,978,837
(3)販売費及び一般管理費	519,357,818
営業利益	634,621,019
2 営業外損益	
(1)営業外収益	481,251,095
(2)営業外費用	541,273,274
経常利益	574,598,840
[特別損益の部]	
1 特別利益	19,341,026
2 特別損失	9,463
税引前当期純利益	593,930,403
法人税、住民税及び事業税	176,960,672
当期純利益	416,969,731

吹田市吹三地区公民館及び吹田市吹三地区高齢者いこいの間建設工事(建築工事)



(5)

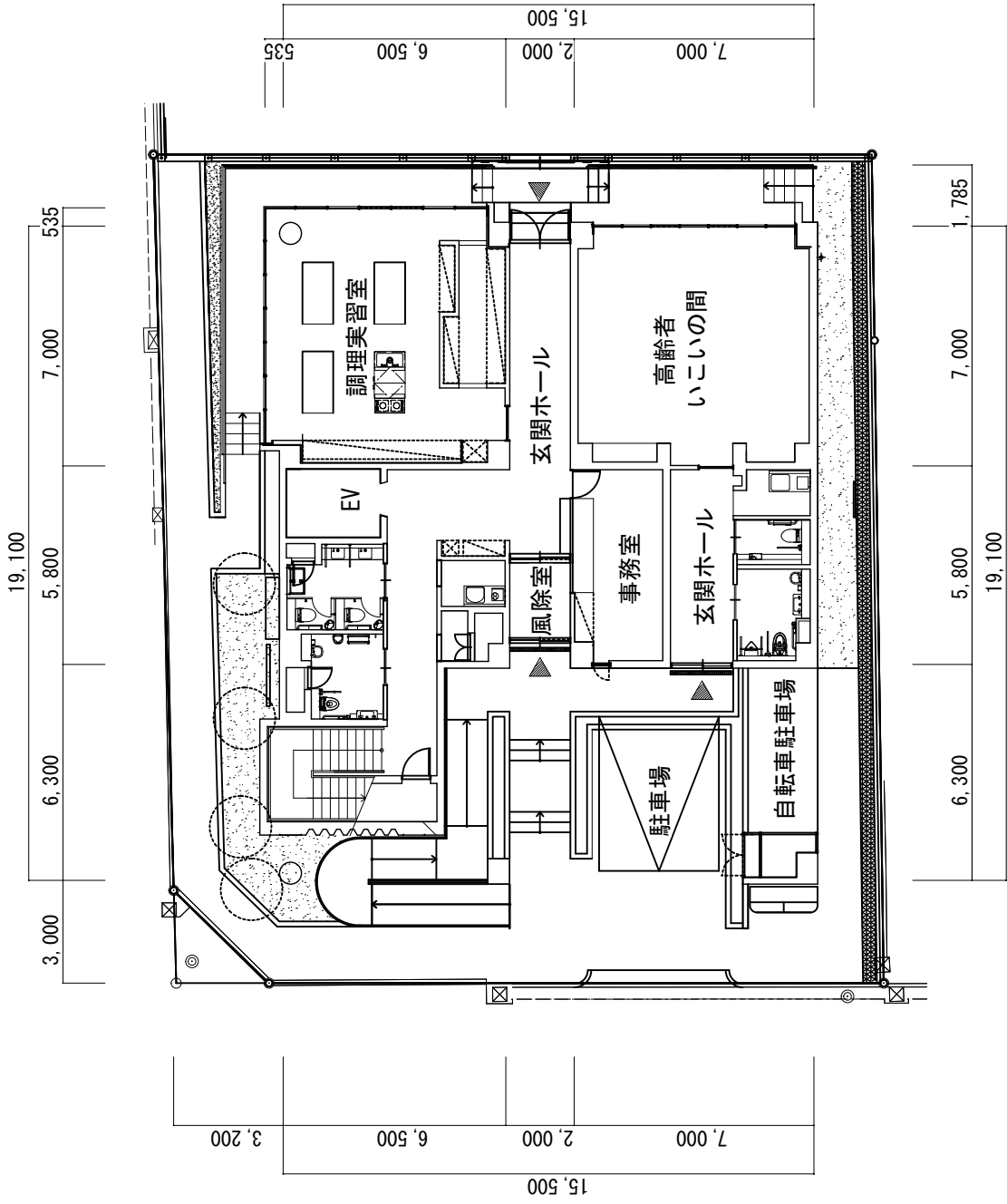
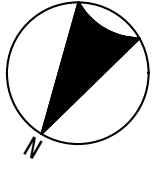


工事概要	
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
延床面積	639㎡
工事内容	公民館及び高齢者いこいの間新築工事

配置図 1/200 (6)

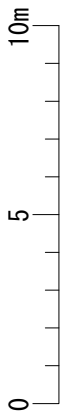
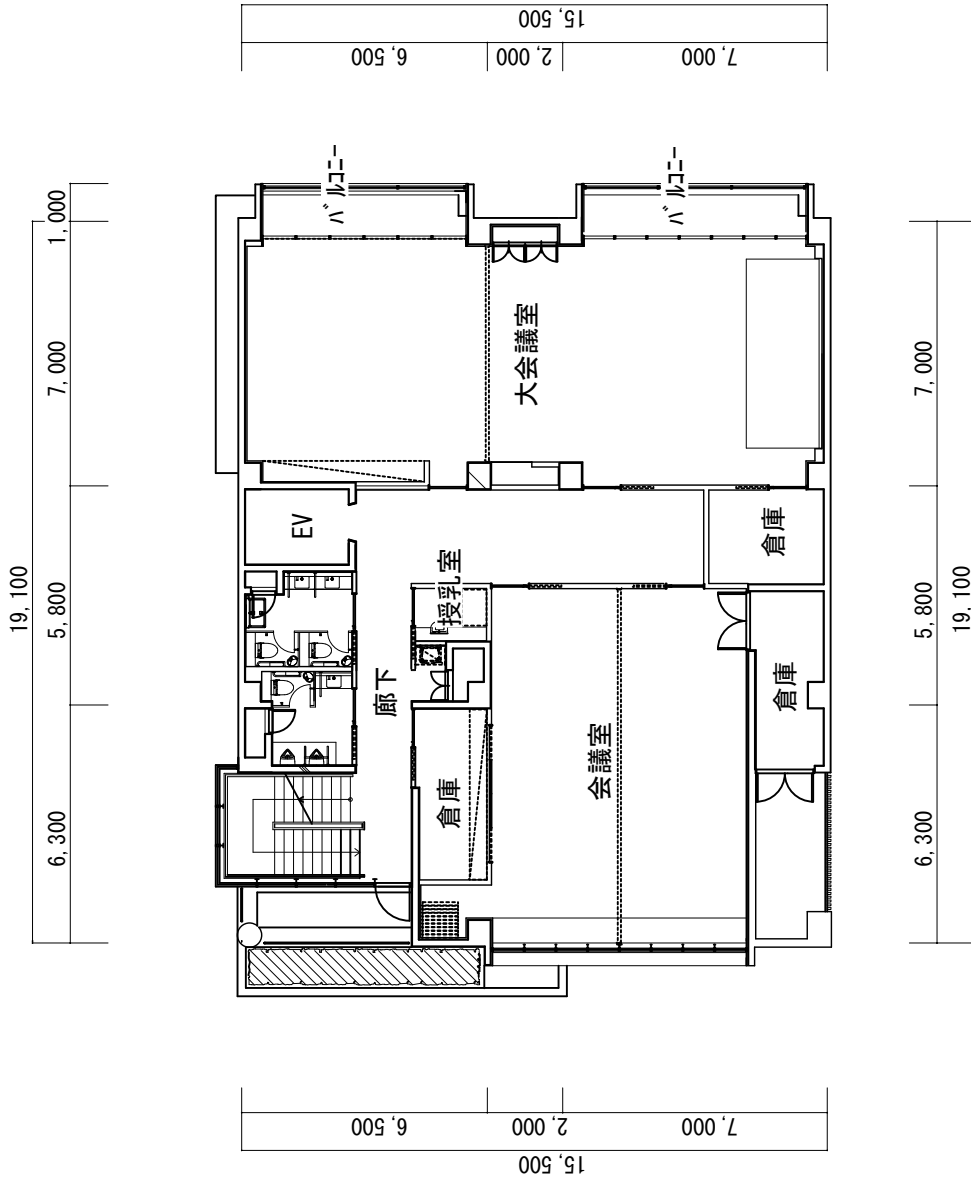
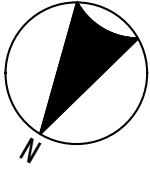
▨ : 計画建物を示す





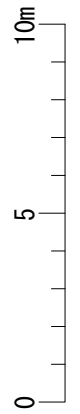
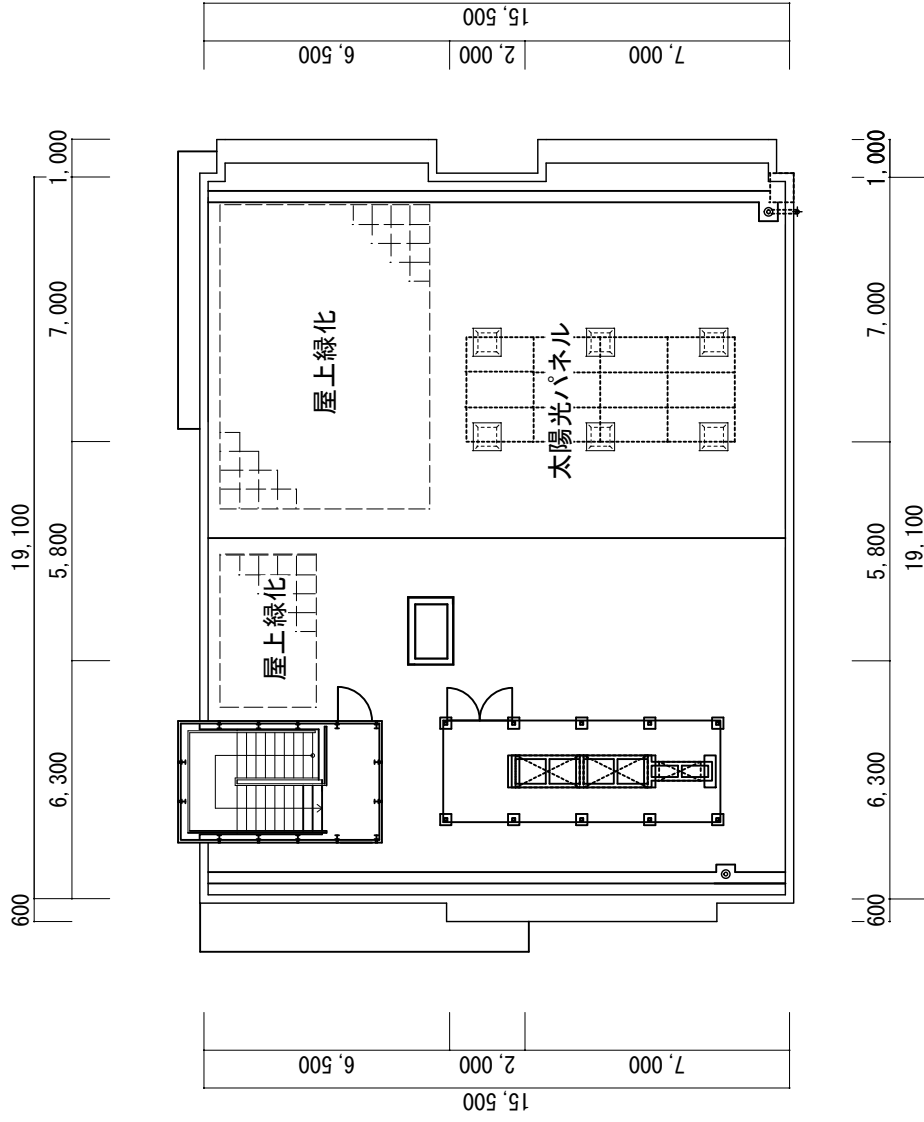
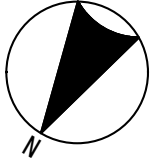
1階平面図 1/200

(7)



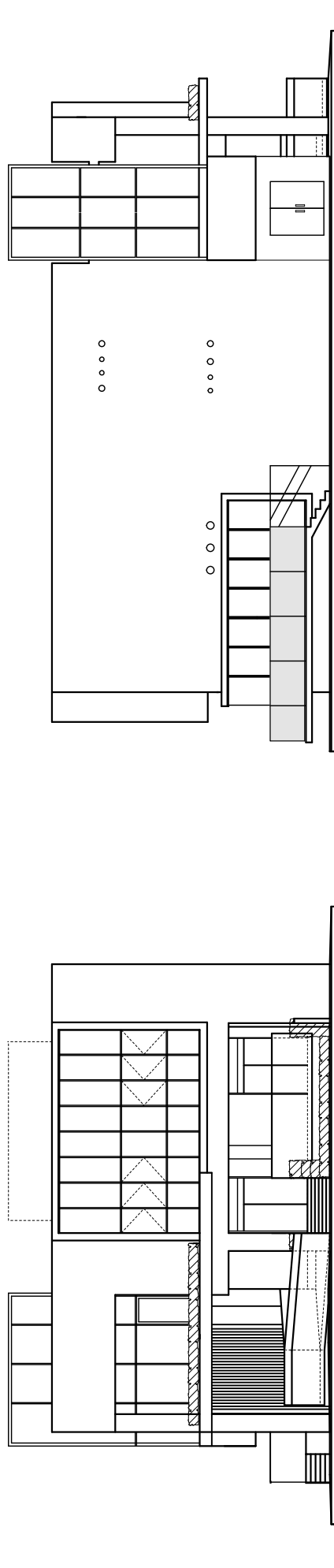
2階平面図 1/200

(8)



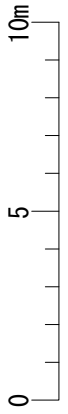
R 階平面図 1/200

(9)

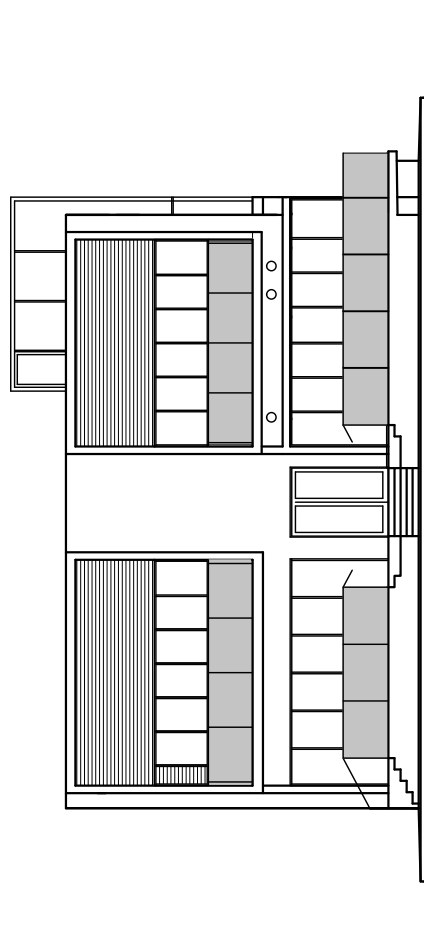


東立面图 1/200

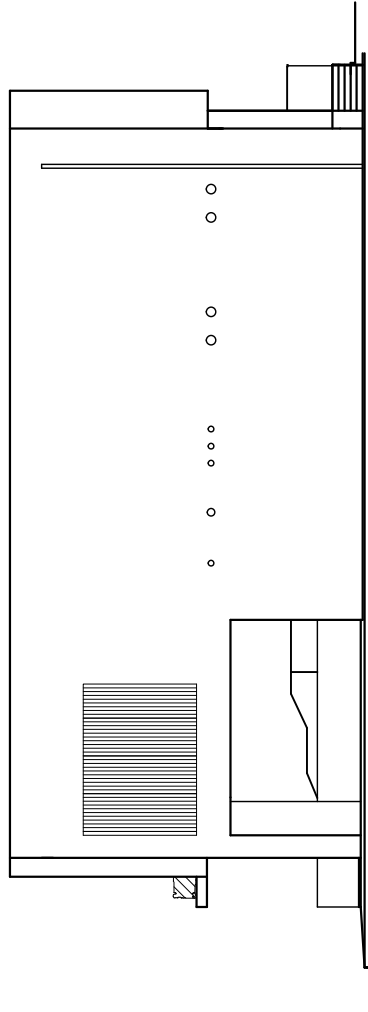
北立面图 1/200



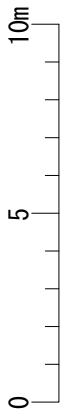
(10)



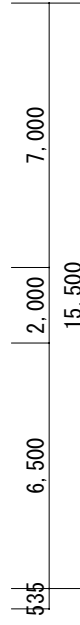
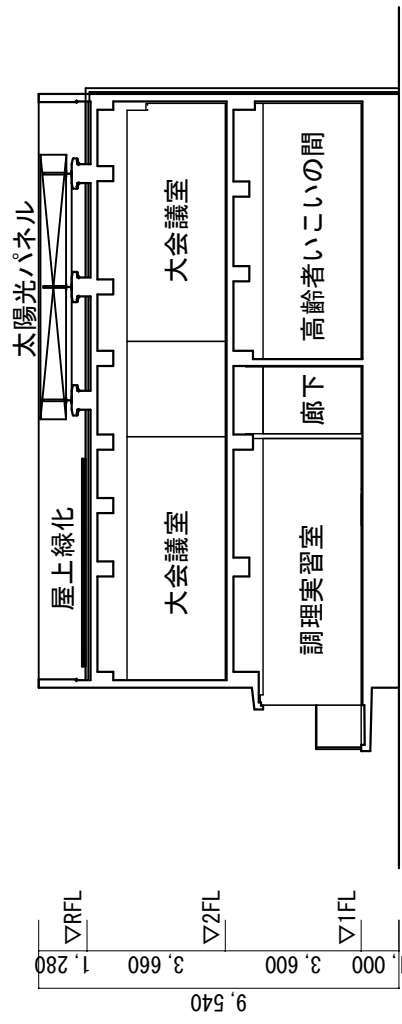
南立面图 1/200



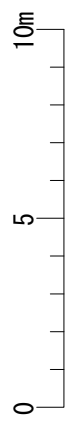
西立面图 1/200



(11)



断面図 1/200



(12)

教育用Windows端末（GIGAスクール構想対応用）
追加購入契約の締結について

備品購入概要

タブレット型Windowsノートパソコン (ケース付)	900 台
--------------------------------	-------

営 業 の 沿 革

株式会社内田洋行

創 業		明治 43 年 (1910 年)
創 業 後 の 沿 革	内田洋行に商号を統一	大正 6 年 (1917 年)
	組織整備を行い、東京及び大阪に内田洋行を設立し、現在の当社の母体となる	昭和 16 年 (1941 年)
	札幌市に支店を設置	昭和 21 年 (1946 年)
	(東京)内田洋行と(大阪)内田洋行が合併	昭和 25 年 (1950 年)
	福岡市瓦町に福岡支店を設置	昭和 26 年 (1951 年)
	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第二部に上場	昭和 39 年 (1964 年)
	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第一部銘柄に指定	昭和 44 年 (1969 年)
	東京都中央区新川に本社を建設、移転	昭和 46 年 (1971 年)
	大阪証券取引所において貸借引取銘柄に選定	昭和 58 年 (1983 年)
	大阪市中央区に大阪支店(第1期工事)を建設、移転	昭和 60 年 (1985 年)
	福岡市博多区に九州支店を建設、移転	平成元年 (1989 年)
東京証券取引所において貸借取引銘柄に選定	平成 3 年 (1991 年)	

納入実績書

株式会社内田洋行

業務内容及び納入機器名	発注者	契約金額(円)	納入年月日
小中学校の校内LAN構築及び校務支援システムの導入、教職員用端末:2,453台の調達	埼玉県川口市	764,225,280	平成30年2月1日 (2018年)
システム端末、校内LAN構築、通信網及びクラウド環境構築についての設計及び施工、無線アクセスポイント:672台の調達・設定	東大阪市	134,136,000	平成30年11月5日 (2018年)
タブレットPCの導入設定:11,772台の調達・設定	東京都荒川区	1,328,524,560	平成31年4年24日 (2019年)
教育用タブレットパソコン(GIGAスクール構想対応用)購入:29,612台の調達	吹田市	1,328,140,000	令和2年10年31日 (2020年)
教育用Windowsタブレット(GIGAスクール構想対応用)追加購入:1,985台の調達	吹田市	108,900,000	令和4年11年30日 (2022年)

(3)

株式会社内田洋行

貸借対照表

(令和4年7月20日現在)

(単位 百万円)

[資産の部]	
1 流動資産	52,988
2 固定資産	38,945
資産合計	91,933
[負債の部]	
1 流動負債	52,972
2 固定負債	8,113
負債合計	61,085
[純資産の部]	
1 資本金	5,000
2 資本剰余金	3,772
3 利益剰余金	19,702
4 自己株式	△ 1,414
5 その他有価証券評価差額金	3,788
純資産合計	30,848
負債純資産合計	91,933

損益計算書

自 令和3年7月21日

至 令和4年7月20日

(単位 百万円)

[経常損益の部]	
1 営業損益	
(1) 売上高	116,175
(2) 売上原価	92,484
売上総利益	23,691
(3) 販売費及び一般管理費	21,247
営業利益	2,443
2 営業外損益	
(1) 営業外収益	2,802
(2) 営業外費用	355
経常利益	4,890
[特別損益の部]	
1 特別利益	143
2 特別損失	0
税引前当期純利益	5,033
法人税等合計	1,055
当期純利益	3,978

(4)

(変更届用)

委任状

令和 4 年 7 月 2 / 日

吹田市長 宛

申請者	所在地	東京都中央区新川2丁目4番7号
	商号又は名称	株式会社 内田洋行
	代表者役職名・氏名	代表取締役 久保 昇

次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者	支店等所在地	大阪市中央区新富町2丁目2番2号
	商号又は名称	株式会社 内田洋行 大阪支店
	支店等の名称	大阪支店
	役職名・氏名	原野 清吾

記

1 委任事項

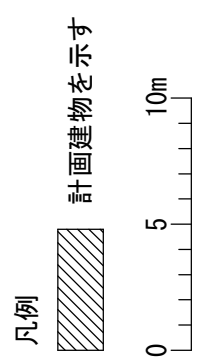
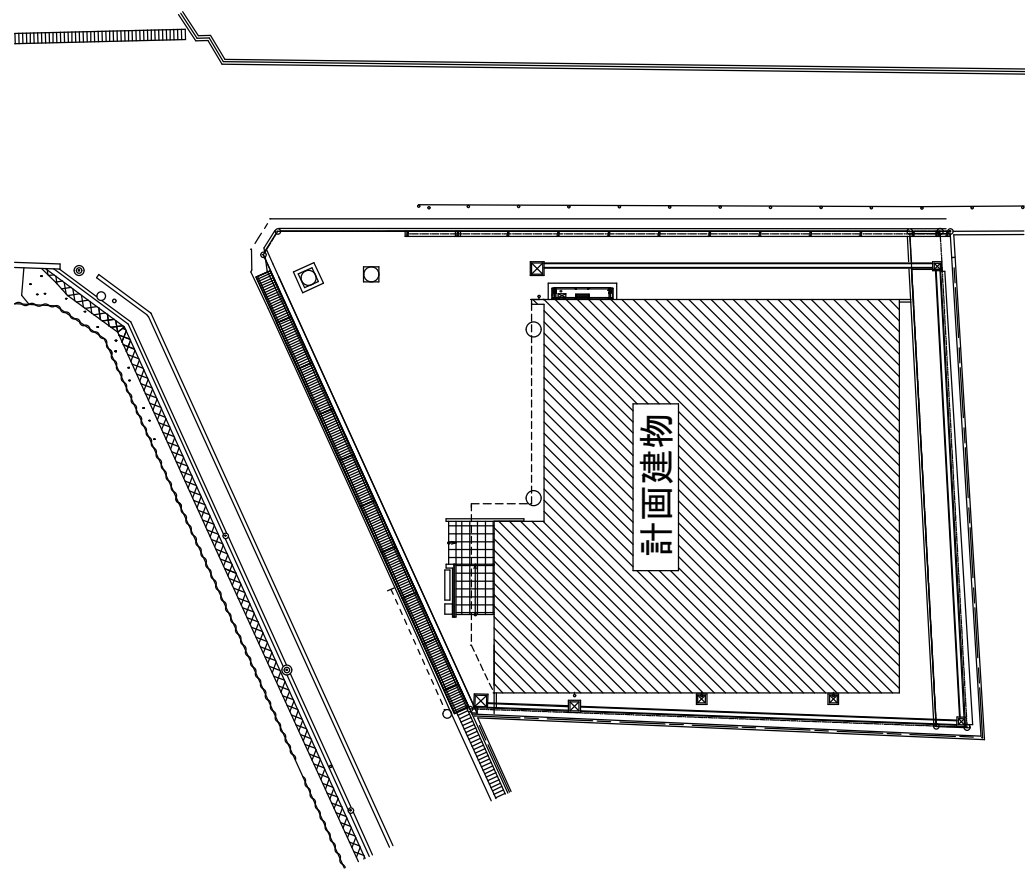
- (1) 入札、見積り、契約締結並びに代金の請求及び受領に関する件
- (2) 復代理人選任に関する件
- (3) その他契約に関する一切の件

2 委任期間

認定変更日 から 吹田市入札参加資格有効期限 まで

(5)

吹田市南消防署南正雀出張所建設工事（建築工事）の契約変更について



工事概要	
構造	鉄筋コンクリート造 地上4階
延床面積	846.26 m ²
工事内容	消防署の新築工事
変更内容	【契約工期及び請負代金額の変更】
	変更前：R4.10.3 ～ R5.9.1
	変更後：R4.10.3 ～ R5.10.12
	変更前：248,847,500円
	変更後：250,163,100円(+1,315,600円)
理由	機械設備工事の下水引込工事の 工法変更による期間の延長
	【請負代金額の変更】
	変更前：250,163,100円
	変更後：252,429,100円(+2,266,000円)
理由	インフラスライドによる 請負代金額の変更

配置図 1/300

特殊詐欺被害防止に係る防犯機能付電話機等の購入補助について

1 事業の内容

吹田市では、令和 4 年（2022 年）中に 115 件の特殊詐欺が発生し、令和 3 年（2021 年）の 70 件に比べ 1.6 倍と急増しており、手口も巧妙化するなど被害が深刻化しています。

被害者の 89%が 65 歳以上の高齢者であり、被害者への通信手段の 82%が固定電話であることから、高齢者に対する特殊詐欺被害を未然に防ぐ緊急対策として、防犯機能付電話機等を購入する費用の一部を補助するものです。

(1) 補助対象

市内在住の 65 歳以上の高齢者

(2) 補助内容

補助率；防犯機能付電話機等の購入費用の 2/3

上限額；10,000 円

事業開始；令和 5 年（2023 年）9 月

2 予算額

(1) 歳出 10,284 千円

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 消費経済対策費

(大・小事業) 消費生活事業

節名称	予算額 (千円)	積算及び説明等
負担金、補助及び交付金	10,000	購入補助費用 (@10,000×1,000 件)
需用費	270	消耗品等
役務費	14	振込組戻し手数料

(2) 歳入 (特定財源) 5,134 千円

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 総務費府補助金

節名称	予算額 (千円)	積算及び説明等
大阪府消費者行政強化事業補助金	5,134	1/2 補助

3 今後の予定

令和 5 年（2023 年）9 月 市報すいた 9 月号にて事業周知、申請受付開始

吹田市文化会館における和食レストランさつき跡地の
修繕及び若手アーティスト育成事業について

1 事業の内容

吹田市の次世代を担うアーティストの活動の場の提供や、文化・芸術の発信拠点とすることを目的とし、吹田市文化会館（メイシアター）の和食レストランさつき跡地をミニコンサートの開催が可能な会場になるよう修繕し、若手アーティスト育成事業として練習や発表の場の提供、若手アーティストを起用したコンサート等を実施します。

2 予算額

(1) 歳出予算 660 千円

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化振興費

(大事業) 文化振興事業 (小事業) 文化振興事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	660	若手アーティスト育成に係る委託料 (オープニングイベント実施分)

歳出予算 14,862 千円

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化会館費

(大事業) 文化会館事業 (小事業) 文化会館管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	860	椅子、机等の消耗品費
	13,200	さつき跡地修繕料
備品購入費	802	照明音響等備品購入費

(2) 歳入予算 (特定財源) 135 千円

(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入

節名称	予算額(千円)	説明等
雑入	135	オープニングイベント入場料等収入

3 今後の予定

令和5年（2023年）8月	さつき跡地修繕開始 （令和6年2月まで）
令和6年（2024年）2月	音響機器等の搬入
3月	オープニングイベント実施
4月	若手アーティスト育成事業開始

物価高騰に係る福祉施設等への応援金支給について

1 趣旨

令和5年8月1日時点で、市から認可又は指定を受けている、教育・保育施設、児童発達支援、障がい福祉サービス事業所及び介護サービス事業所の福祉施設等(以下、「福祉施設等」という。)に対し、物価高騰に係る応援金を支給するものです。

2 事業の内容

(1) 実施理由

福祉施設等において、物価高騰の影響により事業の運営が今年度も引き続き厳しくなっているものと認識しており、福祉施設等の運営団体等からも運営支援を求める声が上がっています。

福祉施設等は、市民生活を支える重要な社会インフラであることから、地方創生臨時交付金の活用を念頭に運営支援を実施し、事業継続を図る必要があります。

(2) 支給対象及び支給額

①通所系②入所系③その他(訪問系等)の三つに分類し、昨年度の支給額や他市状況等を参考に、定員数に応じて支給額を設定します。(100千円から1,100千円までの支給額区分)

なお、日中の運営を主とする通所系に対して、終日運営する入所系の支給額を高く設定する一方、その他(訪問系等)は、物価高騰の影響が比較的小さいと考えられるため、一律50千円とします。(詳細は、別紙支給対象一覧のとおり)

所 管	通所系		入所系		その他(訪問系等)		合計		
	事業所数	支給額	事業所数	支給額	事業所数	支給額	事業所数	支給額	
児 童 部	保育幼稚園室	112	43,900千円	-	-	-	-	112	43,900千円
	こども発達支援センター	90	9,200千円	-	-	-	-	90	9,200千円
	小計	202	53,100千円	-	-	-	-	202	53,100千円
福 祉 部	高齢福祉室	123	18,800千円	58	32,600千円	355	17,750千円	536	69,150千円
	障がい福祉室	92	11,700千円	44	13,700千円	49	2,450千円	185	27,850千円
	小計	215	30,500千円	102	46,300千円	404	20,200千円	721	97,000千円
合計	417	83,600千円	102	46,300千円	404	20,200千円	923	150,100千円	

3 実施による効果

物価高騰に係る福祉施設等の負担を軽減し、事業を安定的に継続するための運営支援につながります。

4 予算額

(1) 児童部 保育幼稚園室

歳出予算 43,900千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

(大事業) 私立保育所等事業 (小事業) 特定教育・保育施設等運営支援事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
負担金、補助及び交付金	43,900	保育所等 112 事業所

(2) 児童部 こども発達支援センター

歳出予算 9,200千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

(大事業) 子育て支援事業 (小事業) 障害児通所サービス事業者支援事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
負担金、補助及び交付金	9,200	児童発達支援等 90 事業所

(3) 福祉部 高齢福祉室

歳出予算 69,150 千円

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費

(大事業) 介護保険サービス整備等事業 (小事業) 高齢者施策推進事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
負担金、補助及び交付金	69,150	通所介護等 536 事業所

(4) 福祉部 障がい福祉室

歳出予算 27,850 千円

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障害者福祉費

(大事業) 障害福祉事業 (小事業) 障害福祉サービス等事業者支援事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
負担金、補助及び交付金	27,850	生活介護等 185 事業所

5 今後の予定

令和5年8月中に対象の福祉施設等へ当事業を通知し、福祉施設等から請求書を受領次第、応援金を支給します。

通所系 支給対象一覧

別紙

総計

事業所数	417	支給額	83,600千円
計			

福祉部

事業所数	215	支給額	30,500千円
計			

児童部

事業所数	202	支給額	53,100千円
計			

基準日：令和5年8月1日

1 福祉部 高齢福祉室

サービス種類	定員	事業所数	支給単価	小計
通所介護、 通所リハビリテーション、 小規模多機能型居宅介護	~20人	66	100千円	6,600千円
	21人~40人	51	200千円	10,200千円
	41人~60人	5	300千円	1,500千円
	61人~120人	1	500千円	500千円
	121~200人	0	700千円	0千円
	201人~	0	900千円	0千円
合計		123		18,800千円

【サービス種類内訳】

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
通所介護	48	認知症対応型通所介護	7
地域密着型通所介護	49	通所リハビリテーション	7
小規模多機能型居宅介護	8	看護小規模多機能型居宅介護	2
新規事業所 (21~40人)	2		
合計			123

2 福祉部 障がい福祉室

サービス種類	定員	事業所数	支給単価	小計
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、日中一時支援	~20人	72	100千円	7,200千円
	21人~40人	15	200千円	3,000千円
	41人~60人	5	300千円	1,500千円
	61人~120人	0	500千円	0千円
	121~200人	0	700千円	0千円
	201人~	0	900千円	0千円
合計		92		11,700千円

【サービス種類内訳】

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
生活介護	42	自立訓練（機能訓練）	0
自立訓練（生活訓練）	6	就労移行支援	7
就労継続支援A型	9	就労継続支援B型	20
日中一時支援	6	新規事業所 (21~40人)	2
合計			92

3 児童部 保育幼稚園室

サービス種類	定員	事業所数	支給単価	小計
保育所、認定子ども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、幼稚園、新制度未移行幼稚園	~20人	44	100千円	4,400千円
	21人~40人	3	200千円	600千円
	41人~60人	13	300千円	3,900千円
	61人~120人	25	500千円	12,500千円
	121~200人	9	700千円	6,300千円
	201人~	18	900千円	16,200千円
合計		112		43,900千円

【サービス種類内訳】

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
保育所	36	事業所内保育事業所	3
認定子ども園	15	幼稚園	4
小規模保育事業所	42	新制度未移行幼稚園	12
合計			112

4 児童部 こども発達支援センター

サービス種類	定員	事業所数	支給単価	小計
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	~20人	89	100千円	8,900千円
	21人~40人	0	200千円	0千円
	41人~60人	1	300千円	300千円
	61人~120人	0	500千円	0千円
	121~200人	0	700千円	0千円
	201人~	0	900千円	0千円
合計		90		9,200千円

【サービス種類内訳】

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
児童発達支援	6	児童発達・放課後等デイサービス	56
医療型児童発達支援	1	新規事業所 (~20人)	6
放課後等デイサービス	21		
合計			90

入所系 支給対象一覧

別紙

総計

事業所数	102	支給額	46,300千円
総計			

基準日：令和5年8月1日

1 福祉部 高齢福祉室

サービス種類	定員	事業所数	支給単価	小計
介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、 特定施設入居者生活介護、 認知症対応型共同生活介護、	～20人	18	300千円	5,400千円
	21人～40人	10	400千円	4,000千円
	41人～60人	4	500千円	2,000千円
	61人～80人	5	700千円	3,500千円
	81人～120人	14	800千円	11,200千円
	121人～200人	6	900千円	5,400千円
	201人～	1	1,100千円	1,100千円
合計		58		32,600千円

【サービス種類内訳】

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
介護老人福祉施設	15	地域密着型介護老人福祉施設	8
介護老人保健施設	7	特定施設入居者生活介護	9
認知症対応型共同生活介護	19		
合計		合計	58

2 福祉部 障がい福祉室

サービス種類	定員	事業所数	支給単価	小計
施設入所支援、 共同生活援助、 短期入所（空床型除く）	～20人	39	300千円	11,700千円
	21人～40人	5	400千円	2,000千円
	41人～60人	0	500千円	0千円
	61人～80人	0	700千円	0千円
	81人～120人	0	800千円	0千円
	121人～200人	0	900千円	0千円
201人～		0	1,100千円	0千円
合計		44		13,700千円

【サービス種類内訳】

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
施設入所支援	2	共同生活援助	30
短期入所	10	新規事業所（～20人）	2
合計		合計	44

その他(訪問系等) 支給対象一覧

別紙

総計

事業所数	404	支給額	20,200千円
総計			

基準日：令和5年8月1日

1 福祉部 高齢福祉室

事業所数	355	支給単価	50千円	小計	17,750千円
------	-----	------	------	----	----------

【サービス種類内訳】

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
居宅介護支援	96	訪問介護	139
訪問入浴介護	3	訪問看護	67
訪問リハビリテーション	5	特定福祉用具販売	25
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	介護予防支援	15
新規事業所	3		
合計		355	

2 福祉部 障がい福祉室

事業所数	49	支給単価	50千円	小計	2,450千円
------	----	------	------	----	---------

【サービス種類内訳】

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
居宅介護	15	計画相談支援	32
就労定着支援	1	新規事業所	1
合計		49	

重度障害者支援事業における医療的ケア者受入れ促進補助金について

1 趣旨

日常的にたん吸引や人工呼吸器の装着等の医療的ケアを必要とする方（以下「医療的ケア者」という。）の障がい福祉サービス事業所での受入れを促進するため、看護職員を配置する等の体制を整える吹田市内の障がい福祉サービス事業所（生活介護）に対して補助を実施するものです。

2 事業の内容

(1) 実施理由

本市の生活介護における医療的ケア者の受入れについては、吹田市立障害者支援交流センター「あいほうぶ吹田」（以下「あいほうぶ吹田」という。）及び総合福祉会館が中心的役割を担っています。

医療的ケア者は今後も増加する見込みであり、民間事業者での受入れを促進する必要がありますが、国の報酬体系では費用を賄いきれないことなどの理由により設置が進んでいません。

今後の医療的ケア者の増加に対応するため、新たに市内の民間事業所への補助を実施するものです。

(2) 補助内容

ア 補助対象

常勤看護職員等配置加算Ⅱ以上の届出がある吹田市内の生活介護事業所

イ 補助要件

(ア) 受入れ人数に応じた補助

医療的ケア者を受け入れた場合、医療的ケア判定スコアに応じた単価に通所日数を乗じた額を補助します。

また、リハビリ及び入浴の実施についても、補助単価に支援の実施日数を乗じた額を補助します。

(イ) 受入れに必要な備品購入にかかる補助

医療的ケア者の受入れのため、備品及び送迎用車両を購入した場合、320万円を上限として補助対象経費の2分の1を補助します（通所型障害福祉サービス送迎用車両購入事業補助金を組み換え）。

ウ 補助効果

今後の医療的ケア者の増加数を毎年3名程度見込んでおり、持続可能な支援体制の構築のため、あいほうぶ吹田及び総合福祉会館だけではなく、民間事業所においても受入れを促進します。

3 予算額

歳出 17,989 千円

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障害者福祉費

(大事業) 障害者社会参加促進事業 (小事業) 重度障害者支援事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
負担金、補助及び交付金	17,989	別紙のとおり

4 今後の予定

令和5年(2023年)9月から制度を実施します。令和8年度(2026年度)までの年限事業とし、事業効果の検証を行った上で、必要に応じて、更なる医療的ケア者受入れ策を検討します。

◆補助メニュー及び事業費 一覧

メニュー	補助要件	補助金額	対象経費	事業費(千円)
1 受入れ促進	医療的ケア者を受け入れ、常勤看護職員等配置加算Ⅱ以上を取得していること(看護職員の常勤換算2人以上の配置が必要)。	受入れた医療的ケア者の医療的ケア判定スコア(以下、「スコア」という。)に応じた下記の単価に通所日数を乗じた額。 区分3(スコア32点以上) 1人11,000円/日 区分2(スコア16点以上) 1人 9,000円/日 区分1(スコア3点以上) 1人 6,000円/日	児童発達支援との報酬の差額を埋めることで医療的ケア者受入れを促進するという考え方であるため、対象経費は設けず受入れた分だけ補助する出来高払いとする。	13,683
2 リハビリ加算	生活介護における国の介護報酬においてリハビリテーション加算の適用を受け、3点以上のスコアを有する利用者にリハビリを実施すること。	下記の単価にリハビリの実施日数を乗じた額。 1人 1,000円/日		2,083
3 入浴加算	3点以上のスコアを有する利用者に施設内での入浴介助を実施すること。	入浴支援を実施した医療的ケア者のスコアに応じた下記の単価に入浴支援の実施日数を乗じた額。 区分3(スコア32点以上) 1人 4,000円/日 区分2(スコア16点以上) 1人 3,000円/日 区分1(スコア3点以上) 1人 2,000円/日		1,823
4 備品購入費補助	医療的ケア者の受入れのため、備品及び送迎車両の購入をすること。	医療的ケア者の受入れにかかる備品・送迎車両を購入した事業所に対し補助対象経費の2分の1を乗じた額又は補助上限額のいずれか少ない額。 【補助上限額】 3,200,000円	・医療的ケア者の受け入れに係る備品(介護ベッド、移乗用リフト、パルスオキシメーター等の医療機器)の購入費及び設置・改修にかかる費用 ・送迎車両の購入費用	3,200
通所型障害福祉サービス送迎車両購入補助金(令和2年度～令和6年度の年限事業)は、本補助金に組み換え				▲ 2,800
合計(補正予算額)				17,989

障害者生活支援事業における障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業の補助拡充について

1 事業の趣旨

障がい福祉サービスの支給決定時に必要となる「サービス等利用計画」は、原則として計画相談支援事業所の相談支援専門員による作成が必要ですが、全国的に相談支援専門員が不足している現状のもと、利用者が自らサービス等利用計画を作成するセルフプランが認められています。本市では、こうしたセルフプランの利用者数をできるだけ減らそうと、令和元年度（2019 年度）～令和 4 年度（2022 年度）にかけて、計画相談支援事業所への補助事業を実施してきました。

これまでに実施した補助事業を検証した結果、事業所への補助により一定の成果を確認できたことから、補助内容を拡充した上で、引き続き促進事業を実施することにより、セルフプランの利用者数の更なる縮減に取り組むものです。

2 事業の内容

これまでの補助事業では、相談支援専門員を増員した場合における「サービス等利用計画」の新規作成に対する補助のみを実施してきましたが、本事業ではこれに加えて、新たに吹田市内で計画相談支援事業所を開設した際の家賃補助を行います。

また、相談支援専門員として従事するために必要な研修費用も、補助対象として拡充します（今年度については研修の申込期限が終了しているため予算計上はありません。）。

なお、本事業は令和 6 年度（2024 年度）までの年限事業とします。

(1) 対象 計画相談支援事業所

(2) 内容

- ア サービス等利用計画作成補助給付 1 件 50,000 円
1 事業所につき年間上限 400,000 円
- イ 事業運営家賃補助 月 30,000 円以内 最大 2 年間
- ウ 相談支援従事者研修補助 1 人 62,000 円

3 予算額

歳出予算 2,900 千円

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障害福祉自立支援事業費

(大事業) 障害者福祉事業 (小事業) 障害者生活支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	2,000	サービス等利用計画作成補助給付 (50,000 円×10 事業所×8 ケース× 1/2 年)
	900	事業運営家賃補助 (30,000 円×5 事業所×6 ヶ月)
	0	相談支援従事者研修補助 (令和5年度は予算計上なし)

4 今後の予定

令和5年(2023年)9月 障がい福祉サービス事業所へ事業の説明

ホームページで事業の周知

10月 事業開始

私立保育所等一時預かり助成事業における助成内容の拡充について

1 事業の内容

保護者の断続的・短時間の就労等により、週3日以内で家庭での保育が困難な場合や、保護者の傷病・看護等により一時的に家庭での保育ができないとき、又は、育児負担の軽減等のため、児童福祉法に基づく一時預かり事業を行う私立の幼稚園、認定こども園、保育所及び小規模事業保育所に助成を行っています。

利用ニーズが高いものの提供量が不足していることから、今回、助成対象に認可外保育施設を追加するとともに、助成対象経費に一時預かり事業を新たに始める事業者の開設準備経費を追加し、地域における子育て支援の充実を図るものです。

2 予算額

(1) 歳出予算 16,253 千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

(大事业) 子育て支援事业 (小事业) 私立保育所等一時預かり助成事业

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	16,253	[運営費助成] 2,751 千円×3 箇所 [開設準備助成] 4,000 千円×2 箇所

(2) 歳入予算 (特定財源) 10,834 千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
子ども・子育て支援交付金	5,417	補助率 1 / 3

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 民生費府補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
子ども・子育て支援交付金	5,417	補助率 1 / 3

3 今後の予定

令和5年(2023年)8月	助成金交付要領改正
令和5年(2023年)9月	事前協議
令和5年(2023年)10月	交付決定、取組開始

子供の生活支援事業における子供の習い事費用の助成制度の創設について

1 事業の内容

(1) 実施内容

所得格差による学び・経験の機会の差を解消するため、スポーツ、芸術、学習等の習い事に要する費用の助成を行うものです。

(2) 助成対象者

市内在住の生活保護又は児童扶養手当を受給している者のうち、小学5年生から中学3年生までの子供（約1,150人）の保護者

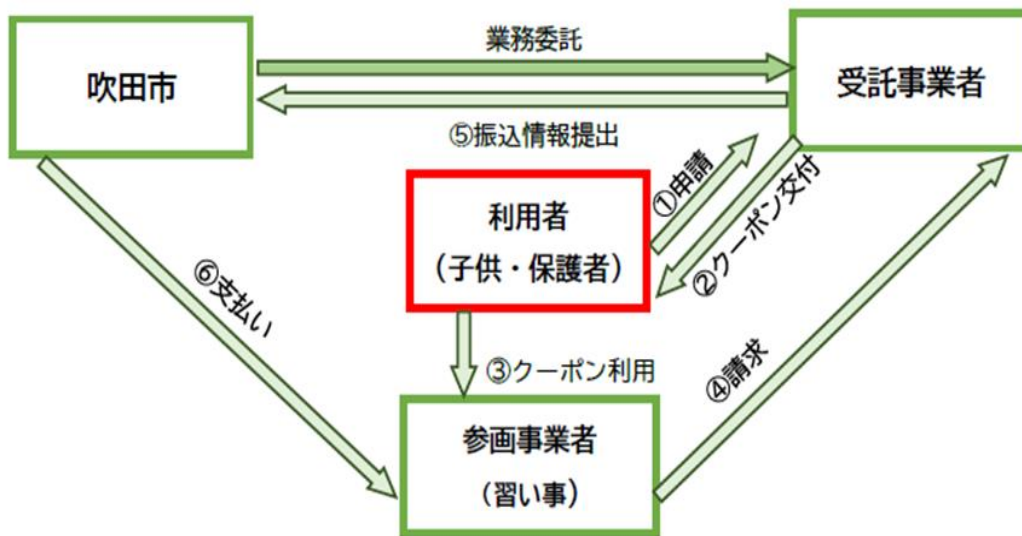
(3) 助成額

子供1人あたり月額1万円（上限額）

(4) 事業実施方法

助成対象者に対する電子クーポンの交付

申請の受付、クーポン交付等の事務を事業者へ委託



2 予算額

(1) 歳出予算 26,512 千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

(大事業) 子供の生活支援事業 (小事業) 子供の生活支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	26,500	子供の習い事費用助成業務に係る委託料
報償費	12	プロポーザル実施要領策定に係る意見聴取謝礼金

(2) 債務負担行為

(追加)

事項	期間	限度額
子供の習い事費用助成業務	令和6年度～令和7年度	90,200千円

【参考】子供の習い事費用助成の実施に伴う令和7年度までの予算額（見込み）

	助成額相当額	委託料	合計
令和5年度(2023年度)		26,500千円	26,500千円
令和6年度(2024年度)	109,920千円	45,100千円	155,020千円
令和7年度(2025年度)	109,920千円	45,100千円	155,020千円

3 今後の予定

令和5年(2023年)9月	受託事業者の公募開始
10月	受託事業者選定
11月	参画事業者(習い事教室)の登録募集開始
令和6年(2024年)2月	助成額を含む実施予算を令和6年度当初予算に計上
4月	助成事業開始

保育所等における第 2 子分の保育料無償化に係る保育業務システムの改修について

1 事業の内容

本市における子育て支援及び少子化対策に資する取組として、認可保育所等における 0 歳～2 歳児の保育料について、第 2 子分の無償化を実施するにあたり、令和 5 年度（2023 年度）中に保育業務システムの改修を行うものです。

なお、無償化の開始時期は、令和 6 年（2024 年）4 月を予定しています。

(1) 現状

認可保育所等の保育料については、令和元年（2019 年）10 月から国制度により、3 歳～5 歳児については無償化されていますが、0 歳～2 歳については、第 1 子分は全額、第 2 子分は半額、第 3 子以降分は無償となっています。

(2) 無償化の内容

ア 0 歳～2 歳の第 2 子分の保育料を、半額から無償へ変更

きょうだい順位	現行	変更案
第 1 子	全 額	全 額
第 2 子	<u>半 額</u>	<u>無 償</u>
第 3 子以降	無 償	無 償

イ きょうだいカウントの対象を、保護者と生計を一にする全ての子をカウントの対象とすることで統一

現行	変更案
【年収約 360 万円未満の世帯】 保護者と生計を一にする全ての子 【年収約 360 万円以上の世帯】 小学校就学前の年齢で、認可保育所等に在籍する子のみ	保護者と生計を一にする全ての子

(3) 対象施設

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所

(4) 他自治体（大阪府内）の状況

令和5年（2023年）6月1日時点

内 容	箇所数	市町村名
第2子分の保育料を無償化	7市町村	堺市 豊中市 枚方市 泉佐野市 泉南市 四條畷市 河南町
全年齢の保育料を無償化	2市町村	守口市 千早赤坂村
多子軽減のカウントで所得制限を撤廃	2市町村	交野市 羽曳野市
第1子分の保育料を半額 第2子分の保育料を無償化	1市町村	岬町
2歳児の保育料を無償化	1市町村	八尾市
計	13市町村	

2 予算額

歳出予算 20,317千円

（款）民生費（項）児童福祉費（目）児童福祉総務費

（大事業）保育幼稚園室管理事業（小事業）保育幼稚園システム事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	20,317	第2子分の保育料無償化を実施するために必要な保育業務システムの改修に係る費用

【参考】第2子分無償化に伴う年間の影響額（見込み）

	金額	予算科目（節）
歳 出	218,790千円	扶助費（※市単費で負担）
歳 入	△360,018千円	保育所等自己負担金、 幼保連携型認定こども園使用料
計（影響額）	578,808千円	

3 経過及び今後の予定

令和5年（2023年）7月	保育業務システムの改修予算を計上
8月	令和6年度の一斉申し込み受付に合わせて市民周知 保育業務システムの改修に係る契約を締結し、改修作業を開始（令和6年2月まで）
令和6年（2023年）2月	第2子分の保育料無償化の実施予算を令和6年度当初予算に計上
3月	保護者へ令和6年度分の保育料を通知
4月	第2子分の保育料無償化を開始

留守家庭児童育成室運営事業における
 放課後児童支援員等処遇改善事業の実施について

1 事業の内容

国の放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善）を活用し、民間委託をしている留守家庭児童育成室において、従事者の賃金改善を行った委託事業者に対し、賃金改善相当分を支給します。

(1) 対象

放課後児童支援員、補助員等（非常勤含む。法人役員除く。）

(2) 基準額

賃金：月額9,000円 法定福利費等の事業主負担分：月額2,000円

2 予算額

(1) 歳出予算 16,940 千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 留守家庭児童育成費

(大事業) 留守家庭児童育成事業 (小事業) 留守家庭児童育成室運営事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	16,940	14 か所 156 人分

(2) 歳入予算（特定財源） 11,292 千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
子ども・子育て支援交付金	5,646	基本額 16,940 千円×1/3

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 民生費府補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
子ども・子育て支援交付金	5,646	基本額 16,940 千円×1/3

(3) 債務負担行為

(追加)

事項	期間	限度額
千里たけみ留守家庭児童育成室運営業務	令和6年度	1,584千円
佐井寺留守家庭児童育成室運営業務	令和6年度～令和7年度	3,432千円
北山田留守家庭児童育成室運営業務	令和6年度～令和7年度	3,960千円
藤白台留守家庭児童育成室運営業務	令和6年度～令和7年度	4,752千円
桃山台留守家庭児童育成室運営業務	令和6年度～令和7年度	4,752千円
吹六留守家庭児童育成室運営業務	令和6年度～令和8年度	4,356千円
山手留守家庭児童育成室運営業務	令和6年度～令和9年度	8,844千円
山二留守家庭児童育成室運営業務	令和6年度～令和7年度	5,148千円
吹二留守家庭児童育成室運営業務	令和6年度～令和7年度	14,512千円
千里丘北留守家庭児童育成室運営業務	令和6年度～令和9年度	12,804千円

※教室数の増等による追加を含む

(変更)

事項	区分	期間	限度額
江坂大池留守家庭児童育成室 運営業務	変更前	令和5年度～令和8年度	125,760千円
	変更後	令和5年度～令和8年度	130,116千円
山三留守家庭児童育成室 運営業務	変更前	令和5年度～令和10年度	216,720千円
	変更後	令和5年度～令和10年度	224,244千円
西山田留守家庭児童育成室 運営業務	変更前	令和5年度～令和10年度	216,720千円
	変更後	令和5年度～令和10年度	224,244千円
青山台留守家庭児童育成室 運営業務	変更前	令和5年度～令和8年度	107,320千円
	変更後	令和5年度～令和8年度	111,016千円
千二留守家庭児童育成室 運営業務	変更前	令和5年度～令和8年度	246,540千円
	変更後	令和5年度～令和8年度	254,856千円
東佐井寺留守家庭児童育成室 運営業務	変更前	令和5年度～令和10年度	199,920千円
	変更後	令和5年度～令和10年度	206,784千円

3 今後の予定

令和5年(2023年)8月	委託事業者から賃金改善計画書提出
令和6年(2024年)3月	委託事業者から賃金改善実績報告書提出

健康診査事業における歯科健康診査の対象者の拡充について

1 事業の内容

(1) 概要

本市においては、歯周疾患の早期発見及び早期治療等を目的に 30 歳代以上の市民を対象に、歯科健康診査を実施しています。

歯を失う主な原因となる歯周病については、10 代後半から患し、30 歳代には進行した歯周病に約 4 割の方が移行している状況を踏まえ、公的な歯科健康診査を受ける機会のない若い世代も対象とした生涯を通じて切れ目のない歯科健診体制を構築し、歯と口腔の健康づくりを推進するものです。

(2) 拡充の対象

15～29 歳の市民

ただし、学校保健安全法に基づく歯科健診を受ける機会のある市民を除く。

(3) 受診見込み数

約 2,200 人（下記ア、イの対象者のうち受診率を 5%と見込む）

ア 19～29 歳 43,818 人：令和 5 年（2023 年）3 月末人口

イ 15～18 歳※ 182 人：令和 5 年（2023 年）3 月末人口 13,987 人×非進学率 1.3%

※就職などで歯科健診を受ける機会のない市民

(4) 周知方法

ア 19～29 歳の市民に個別通知（圧着ハガキ）

イ ポスター・チラシ、市報・ホームページ等

2 拡充開始時期

令和 5 年（2023 年）10 月

3 予算額

(1) 歳出予算 14,272 千円

（款）衛生費 （項）保健衛生費 （目）保健事業費

（大事業）成人保健事業（小事業）健康診査事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	159	受診票等各帳票、啓発用媒体
委託料	14,113	圧着ハガキ、健診業務、パンチデータ作成業務

(2) 歳入予算 2,097 千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 衛生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
都道府県等口腔保健推進事業費補助金	2,097	口腔保健推進事業補助費 (国補助金：補助率1/2)

4 今後の予定

令和5年(2023年)8月	帳票、啓発ポスターやチラシ等の作成
9月	協力歯科医療機関向け説明会(市歯科医師会主催) 個別案内ハガキ郵送開始 啓発ポスター、チラシ配架
10月	拡充の開始

保健推進事業におけるがん患者のためのアピランスケア助成制度について

1 事業の内容

(1) 概要

がん医療の進歩により、がんになっても就労・就学している方が増えています。

治療による脱毛や手術後の外見の変化等による心理・社会的な苦痛は大きく、がんになっても自分らしく生きることができるよう支援することが必要です。

本事業は、がん治療による外見変化を補完する補整具の購入費用を助成することにより、がん患者の心理的負担の軽減を図り、社会参加を促進して生活の質の向上を目指すものです。

(2) 対象者（下記のア、イ、ウ全てに該当する者）

ア 申請日、かつ対象補整具の購入日に本市に住民票を有する者

イ がんと診断され、その治療を受けた又は現在受けている者

ウ 過去に本市において同種の補整具の助成を受けていない者

(3) 助成内容

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日以降の購入費用を助成対象とし、上限金額内で購入費用の一部又は全額を助成します。

※ ア、イはそれぞれ 1 回限りの申請とします。

ア ウィッグ、毛付き帽子、医療用帽子(装着時の保護ネットを含む)

上限 30,000 円、1 人 1 台に限る

イ 補整下着等（A 又は B のいずれか）

A 補整下着ほか(補整下着、乳房パッド、入浴時カバー類、採尿バックカバーなど)

上限 10,000 円、上限金額内であれば個数制限なし

B 人工乳房

上限 50,000 円、1 人 1 台に限る

2 事業開始時期 令和 5 年（2023 年）10 月

3 予算額

歳出予算 5,257 千円

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健事業費

(大事業) 保健推進事業 (小事業) 保健推進事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	107	制度周知用チラシ等経費 印刷製本費
負担金、補助及び交付金	5,150	アピランスケア助成金

4 今後の予定

令和5年（2023年）8月	実施要領の制定 助成制度の周知用チラシなどの発注
9月	制度に関する周知の開始 医療機関への周知等
10月	申請の受付開始

ICTを用いた健康観察による児童・生徒支援体制の構築について

1 事業の内容

文部科学省委託事業「令和4年度いじめ対策・不登校支援等推進事業」を受託し、令和4年(2022年)9月から小・中学校5校を対象として、ICTを用いた健康観察の活用によるいじめや不登校等の未然防止を目的とした調査研究を進めてきました。

調査研究の結果、新規不登校発生率の抑制等の効果を確認できたため、ICTを用いた健康観察を全小・中学校(54校)に導入し、いじめや不登校等の未然防止、早期発見及び早期対応ができる環境の充実を図るものです。

2 予算額

歳出予算 6,600 千円

(款)教育費(項)教育総務費(目)教育指導費

(大事業)学校教育支援事業(小事業)学校教育支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
使用料及び賃借料	6,600	健康観察アプリケーション使用料

3 経過及び今後の予定

令和4年(2022年)9月	モデル校5校で試行実施を開始
令和5年(2023年)7月31日	試行実施を終了
8月中旬	契約締結
8月25日	モデル校5校でICTを用いた健康観察を先行開始 (継続実施)
11月1日	全小・中学校(54校)でICTを用いた健康観察を開始

留守家庭児童育成室運営事業における
 放課後キッズスクエア運営業務の拡充について

1 事業の内容

放課後キッズスクエアは、現在、留守家庭児童育成室（以下「育成室」という。）の待機児童のみを対象に学校内の教室やグラウンド等を活用して放課後の居場所を提供しています。

来年度は、学校長期休業期間中のみでの利用や見守りを主とする利用ニーズにも対応できるように多面的に放課後の居場所を提供し、保護者が安心して就労等できる環境の確保を図ります。

(1) 実施期間

令和 6 年(2024年) 4 月 1 日から令和 7 年(2025年) 3 月 31 日まで

(2) 実施手法

業務委託による実施

(3) 拡充内容等

	現行	変更後(令和6年度以降)
① 対象者	待機児童となった4年生	入室申請基準を満たす4年生 ただし、各校における放課後の教室確保状況により3年生も対象
② 対象校	待機児童が発生している10か所	令和6年度に待機児童が発生する可能性がある17か所
③ 申請方法等	2月に待機が確定してから申請可	9月の一斉受付期間から、育成室と放課後キッズスクエアを選択申請可(通年)
④ 保護者負担	年額500円 (保険料)	月額1,000円
⑤ 管理体制	・事業責任者1名 ・スタッフ各校2名	・事業責任者1名 ・スタッフ各校2名 ただし、児童数が41名以上の場合は4名

2 予算額

債務負担行為
 (追加)

事項	期間	限度額
放課後キッズスクエア運営業務	令和5年度～令和6年度	143,893千円

3 今後の予定

令和5年(2023年)8月	事業者公募
9月	業務委託契約締結 育成室及び放課後キッズスクエア入室申請開始
令和6年(2024年)3月	利用説明会
4月	運営業務開始

岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事設計業務について

1 事業の内容

(1) 整備概要

岸部地域における児童数の減少や施設の老朽化など課題のある市立ことぶき保育園及び市立認定こども園岸部第一幼稚園を統合した新たなこども園と、片山・岸部地域における恒久的な施設の整備を目指していた防災用備蓄倉庫について、市営岸部中（北）住宅跡地の一部を有効活用し、複合施設として整備するものです。

本定例会においては、工事設計業務に係る予算を提案するものです。

(2) 整備予定地及び想定施設規模

予定地 吹田市岸部中 2 丁目 8 番（次頁位置図参照）

建物構造 鉄筋コンクリート造 地上 2 階

延床面積 約 2,200 m²（認定こども園：約 1,900 m²、備蓄倉庫：約 300 m²）

定員 （認定こども園）120 名～140 名程度

備蓄量 （備蓄倉庫）片山・岸部地域の避難者数 8,452 人分

諸室 （認定こども園）保育室、遊戯室、職員室、調理室、子育て支援室、一時預かり室等

（備蓄倉庫）備蓄スペース、作業機能スペース、要員調整機能スペース等

2 予算額

債務負担行為

(追加)

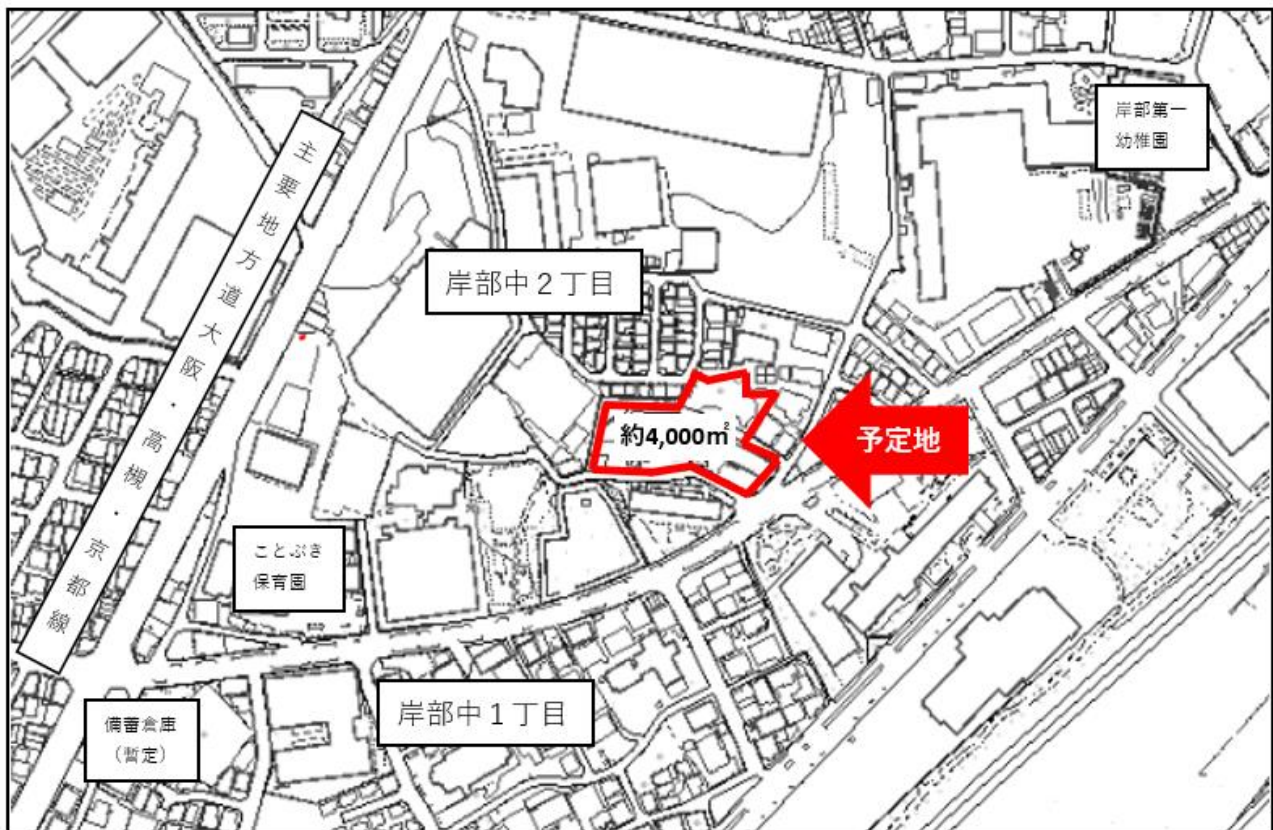
事項	期間	限度額
岸部中(北)住宅跡地複合施設 整備工事設計業務	令和 5 年度～令和 6 年度	55,845 千円

3 今後の予定

令和5年(2023年)9月	複合施設整備工事設計業務(令和7年1月まで)
令和7年(2025年)3月	既存建物解体工事完了【住宅政策室所管】
7月	複合施設整備工事(令和8年10月まで)
令和8年(2026年)6月	市立ことぶき保育園解体工事設計業務(令和9年1月まで)
令和9年(2027年)4月	複合施設供用開始
6月	市立ことぶき保育園解体工事(令和10年3月まで)

※ 市立ことぶき保育園跡については、庁内でニーズ調査を実施し、行政目的での活用意向がなければ、園舎を解体し、土地を売却していく予定です。

【位置図】



小学校給食事業における給食調理室等改修工事について

1 事業の内容

吹田市立古江台小学校については、児童数の増加に伴う喫食数増に対応するため、厨房機器の増設等が必要となります。しかし、現在の給食調理室では、狭隘のため、新たな厨房機器を配置することが困難であることから、洗浄室を増設するとともに、給食調理室の改修を行うものです。

2 予算額

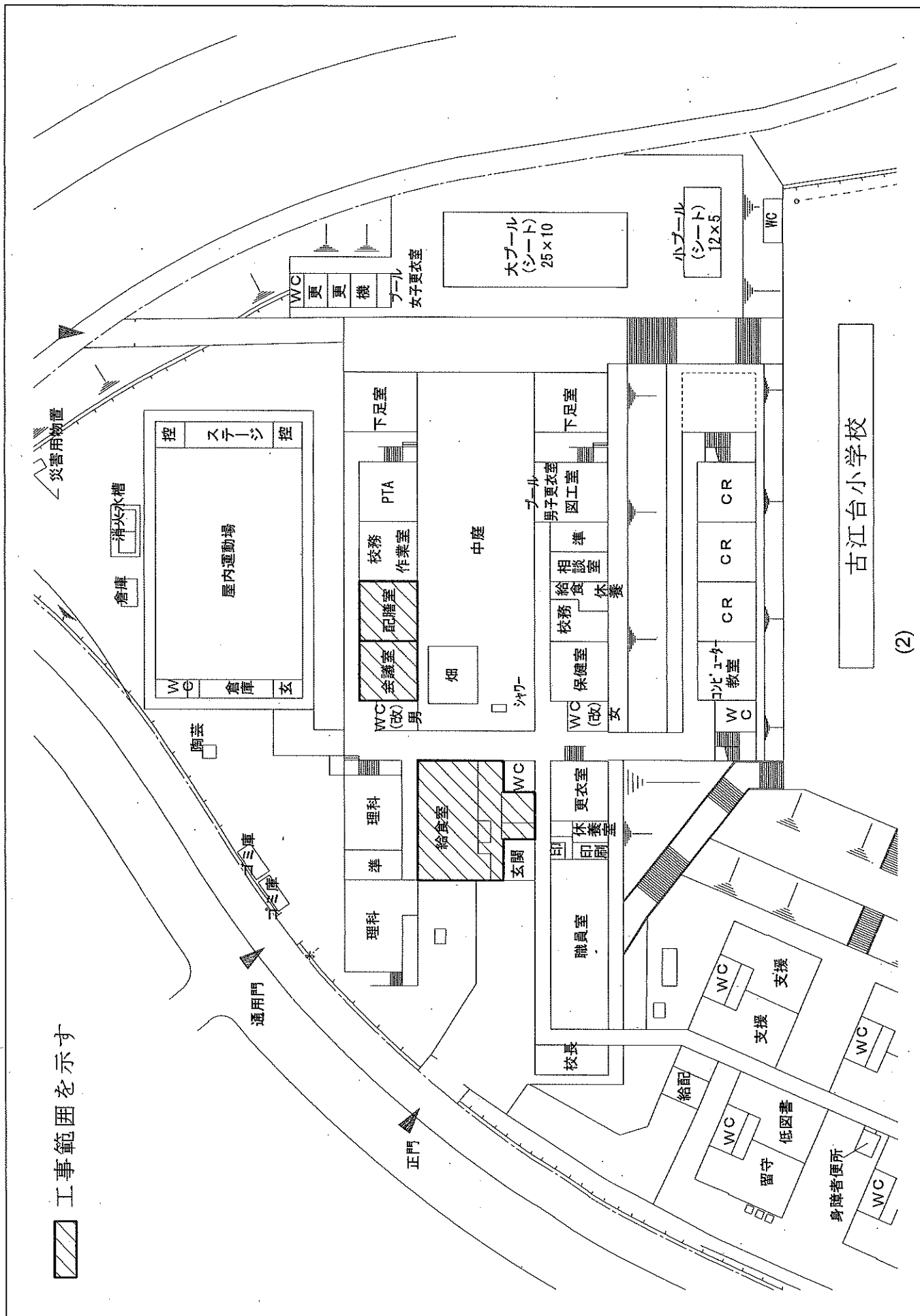
債務負担行為
 (追加)

事項	期間	限度額
工事設計・耐震診断委託料	令和5年度～令和6年度	16,500千円

3 今後の予定

令和5年(2023年)9月	一般競争入札(工事設計・耐震診断委託契約)
令和5年(2023年)10月	業者決定・契約締結
令和6年(2024年)10月	実施設計・耐震診断委託完了
令和6年(2024年)12月	一般競争入札(改修工事)
令和7年(2025年)1月	業者決定・契約締結
令和7年(2025年)2月	工事着手
令和7年(2025年)9月	工事完了

工事範囲を示す



古江台小学校

(2)

国民健康保険総務事業及び後期高齢者医療総務事業における業務一部委託について

1 事業の内容

申請の受付や郵便発送等の定型的な業務の一部を委託するものです。民間事業者のリソース・知見を活用することで業務の効率化・標準化を推進するとともに、市職員が非定型かつ複雑な業務に集中することができる職場環境の構築を図り、よりきめ細やかな市民サービスの実現を目指すものです。

2 予算額

(1) 歳出予算 8,752千円 (国民健康保険特別会計)

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費

(大事業) 国民健康保険事業 (小事業) 国民健康保険総務事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
報償費	12	プロポーザル実施要領意見聴取謝礼
委託料	8,740	国民健康保険業務一部委託料 (令和5年度(2023年度)分)

歳出予算 7,058 千円 (後期高齢者医療特別会計)

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費

(大事業) 後期高齢者医療事業 (小事業) 後期高齢者医療総務事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
委託料	7,058	後期高齢者医療業務一部委託料 (令和5年度(2023年度)分)

(2) 歳入予算(特定財源) 8,752 千円 (国民健康保険特別会計)

(款) 繰入金 (項) 一般会計繰入金 (目) 一般会計繰入金

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
一般会計繰入金	8,752	-

歳入予算(特定財源) 7,058 千円 (後期高齢者医療特別会計)

(款) 繰入金 (項) 一般会計繰入金 (目) 一般会計繰入金

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
一般会計繰入金	7,058	-

(3) 債務負担行為

(追加) (国民健康保険特別会計)

事項	期間	限度額
国民健康保険業務一部委託	令和6年度(2024年度)～ 令和11年度(2029年度)	798,566千円

(追加) (後期高齢者医療特別会計)

事項	期間	限度額
後期高齢者医療業務一部委託	令和6年度(2024年度)～ 令和11年度(2029年度)	644,987千円

3 経過及び今後の予定

令和6年(2024年)2月	事業者選定及び契約締結
令和6年(2024年)9月	業務委託開始

国民健康保険・後期高齢者医療業務再構築 【業務委託の導入】

目次

- 1 令和5年7月定例会 予算概要
- 2 業務再構築の背景
- 3 業務再構築の目的
- 4 業務委託の効果
- 5 業務委託の費用対効果
- 6 業務委託後の職員体制
- 7 導入スケジュール

1 令和5年7月定例会 予算概要

取組名 国民健康保険及び後期高齢者医療業務一部委託

取組内容

・本市職員が複雑かつ判断が必要な非定型な業務に集中するために、申請の受付や郵便発送等のマニュアル化できる定型的な業務の一部を民間事業者に業務委託する。
 ・民間事業者のリソース・知見を活用し、業務の効率化・標準化を推進するとともに、定型業務／非定型業務の適切な業務分担により、職員が非定型かつ複雑な業務に集中することができ、職場環境の構築を図り、よりきめ細やかな市民サービスの実現を目指す。

事業計画額

単位:百万円

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	計
計	16	228	236	243	248	252	237	1,460
うち国保	9	126	131	134	137	140	131	808
うち後期	7	102	105	109	111	112	106	652

(予算計上額)

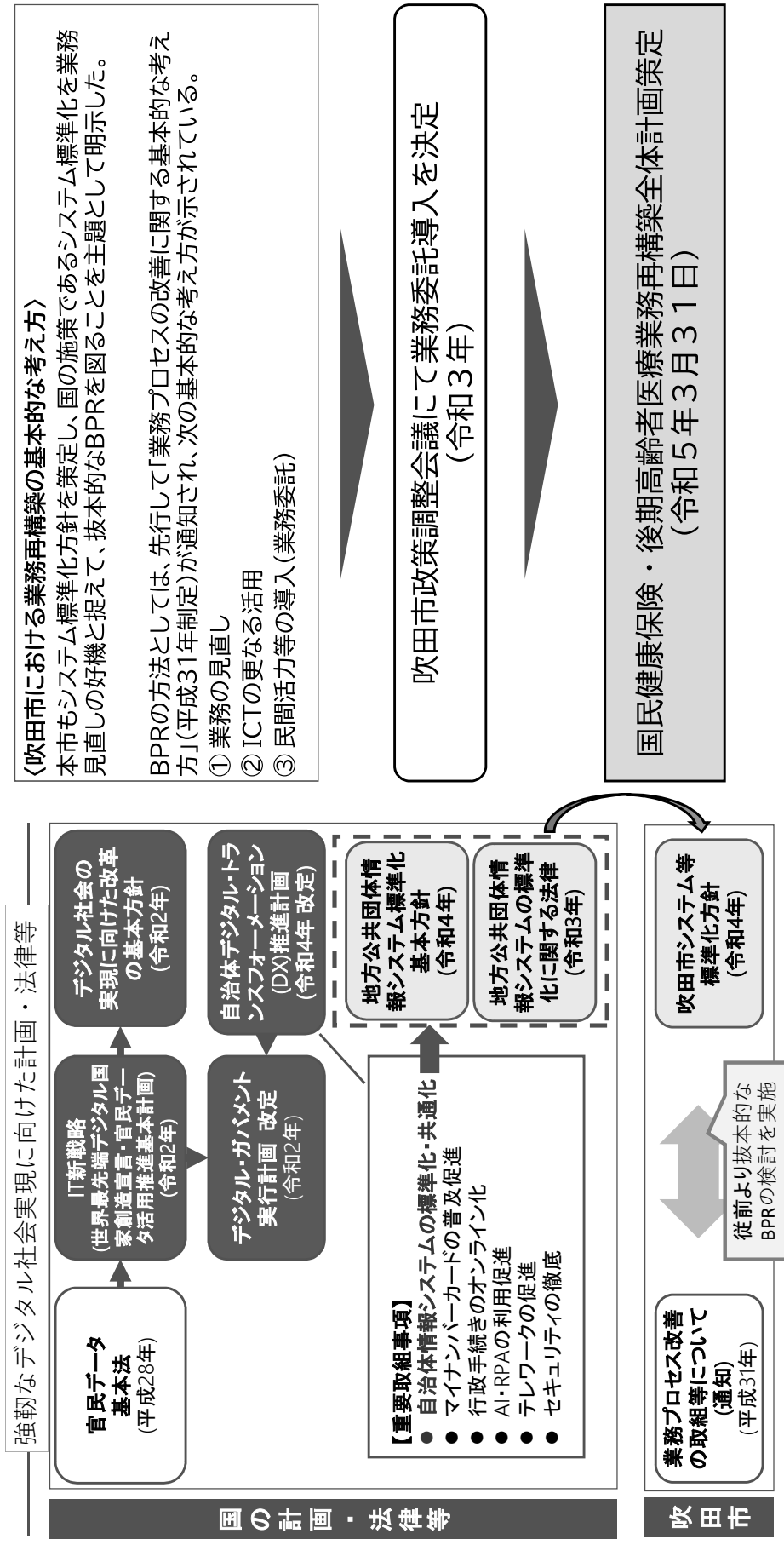
【国保】R5歳出:9百万円、R6-11債務負担行為:799百万円

【後期】R5歳出:7百万円、R6-11債務負担行為:645百万円

(5)

2 業務再構築の背景

国及び吹田市の方針に基づき、国民健康保険課においても、標準化に合わせた抜本的な業務再構築（BPR）の実現を目指し、プロジェクトを立ち上げ検討を進めてきました。



3 業務再構築の目的

✓ 人口減少や少子高齢化が進み、労働人口の減少により自治体の経営資源の制約が強まる
 ✓ 他の自治体や民間企業と人材を分け合うこととなる

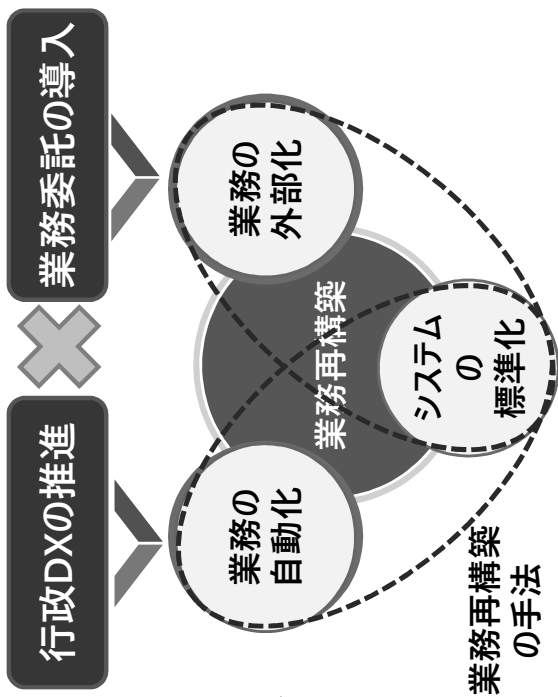
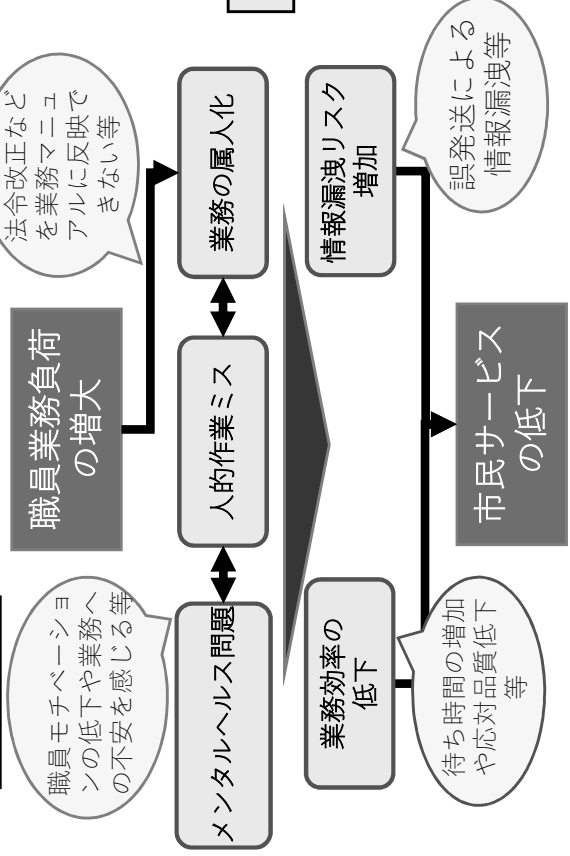
✓ DX化の進展とともに業務量や業務方法が変化

✓ サービスを低下させず、持続可能な国保運営を行っていくためには、市が行うべき「公権力の行使」や「政策などの企画立案」に集中できる体制をとる必要がある

✓ 急速な変化にも適応できる職員体制の確立

委託可能な定型業務と行政が自ら行うべき業務を切り分け、窓口等の質的向上が期待できる業務は民間活力を活用
 同時にDX化を推進することで、国保・後期手続きの効率化と利便性を図り市民サービスの向上と持続可能な職場環境を構築

現在の課題



4 業務委託の効果

効率化が図れる定型的業務やホスピタリティの充実により窓口業務の質的向上が見込める業務を委託し、市民サービスの向上を図ります。

業務委託の範囲

加入、脱退等の届・申請受付、届・申請内容の入力、証の引渡し、電話対応などのフロントオフィス業務

市民に対する効果

- ✓ 窓口での待ち時間の削減
(繁忙に合わせた窓口数の設置)
- ✓ 納付相談などのきめ細やかな対応の充実
- ✓ DX化による手続きの利便性向上
- ✓ 届出記入の簡略化

窓口での最大待ち時間が繁忙期で約3時間、閑散期でも約1時間

50歳代以下の半数以上の市民が申請・届出のオンライン化を希望
60歳代以上の約4割の市民が相談に特化した窓口の設置を希望（令和4年度市民意識調査報告書より）

業務再構築においては

書かせない・待たせない・来させない窓口的実現を目指す

5 業務委託の費用対効果

■業務委託 積算費用(税込)

1,460百万円【B】

(1年あたり費用)

人件費 199百万円/年

諸経費 49百万円/年

計 248百万円/年

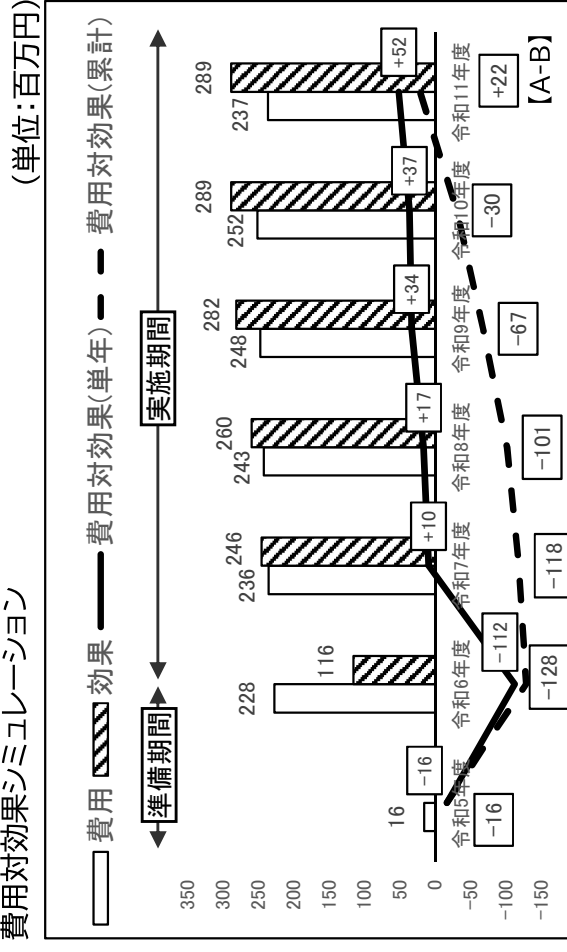
(イニシャルコスト) ※準備期間の費用

115百万円/7カ月

■業務委託 契約期間

6年 (R6年2月～ R12年1月)

費用対効果シミュレーション



累計効果額

(単位:百万円)

前提		効果額
ア 職員配置転換・削減	20名	730
イ 職員残業時間の削減	5,804時間	186
ウ 交付金の増加	—	125
エ 保険料収納率の改善	+0.5%~1.4%	441
小計		916
小計		566
合計		1,482【A】

「業務委託の導入」は、契約予定期間6年で1,460百万円を試算し、経費削減を目的とする事業ではないですが、契約予定期間内に投資回収できる見込みであり、2回目以降の契約については、継続して効果が発生するものです。

(9)

6 業務委託後の職員体制

(単位：人)

現行体制	
常勤職員	38
会計年度 任用職員	21
国民健康保険課計	59



(単位：人)

委託後体制	
常勤職員	29 (▲9)
会計年度 任用職員	10 (▲11)
国民健康保険課計	39 (▲20)

(10)

7 導入スケジュール

契約予定期間は、準備期間7か月間、全体で6年間を設定し、業務委託開始は繁忙期を考慮し令和6年9月を設定しています。

